

# 官報号外

平成二十八年十月二十八日

## ○ 第百九十二回 参議院会議録第七号

平成二十八年十月二十八日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○ 議事日程 第七号

平成二十八年十月二十八日

午前十時開議

#### 第一 パリ協定の締結について承認を求めるの件

### ○ 本日の会議に付した案件

一、崇仁親王殿下薨去につき弔意を表する件

一、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。崇仁親王殿下には、昨二十七日薨去せられました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。つきましては、この際、院議をもつて同殿下に對し弔詞を奉呈することにいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。崇仁親王殿下には、昨二十七日薨去せられました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。つきましては、この際、院議をもつて同殿下に對し弔詞を奉呈することにいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。法務大臣金田勝年君。

〔國務大臣金田勝年君登壇、拍手〕

○國務大臣(金田勝年君) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(趣旨説明)

つきましては、その趣旨を御説明をいたします。

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力

することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしていますが、一方で、同制度に関しましては、制度の趣旨を理解指摘されている問題点の改善を行い、制度の趣旨に沿った運用の確保を図る必要があります。また、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ることも求められています。

そこで、技能実習を実施する実習実施者やその実施を監理する監理団体に対し必要な規制を設け、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護に係る措置等を定め、あわせて優良な実習実施者や監理団体に対してもより高度な技能実習の実施を可能とするため、本法律案を提出しました次第であります。

第一に、技能実習の基本理念及び関係者の責務を定めるとともに、技能実習に関する基本方針を策定することとしております。

第二に、実習実施者が、技能実習生ごとに、かつ、技能実習の段階ごとに作成する技能実習計画につきまして、主務大臣の認定を受ける仕組みを設けた上、修得した技能等の評価を行うこととすることにより、制度の趣旨に沿った運用の確保を図ることとしております。

第三に、実習実施者及び監理団体が、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要

することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしていますが、一方で、同制度に関しましては、制度の趣旨を理解指摘されている問題点の改善を行い、制度の趣旨に沿った運用の確保を図る必要があります。また、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ることも求められています。

そこで、技能実習生に対する人権侵害行為等に指摘されている問題点の改善を行い、制度の趣旨に沿った運用の確保を図る必要があります。また、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ることも求められています。

第五に、外国人技能実習機構を認可法人として新設する枠組みを設け、技能実習計画の認定及び監理団体に対する審査、技能実習生に対する相談及び援助等を行わせることとしたしております。

第六に、制度拡充の一環として、現在技能実習は二段階となつておりますが、新たに第三段階を設け、第二段階の目標を達成した者は、この第三段階に進み、優良な実習実施者及び監理団体の下で、より高度な技能実習を行うことを可能にすることがあります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といいたしましては、以上を内容とする法律案を提出をした次第であります。衆議院において一部修正が行われております。

第一に、技能実習計画について、技能実習生の待遇に係る計画記載事項及び技能実習生に対する報酬に係る計画認定基準を明記をすることとしております。

平成二十八年十月二十八日 参議院会議録第七号 崇仁親王殿下薨去につき弔意を表する件 議事日程追加の件 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(趣旨説明)

第二に、外国人技能実習機構の業務について、技能実習生が技能実習を行うことが困難となつた場合に係る業務を明記することとしております。

第三に、この法律案の施行期日を、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。山下雄平君。

〔山下雄平君登壇 拍手〕

○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。

自民党、公明党を代表して、ただいま議題となりました外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について、関係大臣に質問いたします。

質問に先立ちまして、昨日、三笠宮崇仁親王殿下が薨去されました。謹んで哀悼の意を表します。それでは、質問に入ります。

平成五年に創設された外国人技能実習制度は、外国人の方を日本に一定期間受け入れ、我が国の技能、知識を修得して自国へ帰つてもらうことで技能などの移転を図り、経済発展を担う人づくりに協力することを目的とした制度です。六月末現在で二十万人以上の技能実習生が製造業、農業、漁業など幅広い分野に受け入れられています。

す。

技能実習制度に高い期待が寄せられている一方で、私の地元佐賀県で実習生を受け入れておられる企業の方から話を伺うと、外国、現地で実習生をを集めている人たちの中には悪質なプローカーがいて多額の手数料を取っている、そのため、日本でたくさん稼がないといけない状況に陥ってしまっている実習生がいるとおっしゃっています。

こうした状況の影響などもあり、労使協定を超えた残業など、労働関係法令に違反する不正行為が起りやすくなっているとの指摘もあります。加えて、実習生の失踪も年々増加しており、昨年は約五千八百人に上りました。こうした事態の改善は急務です。

今回の法案により、我が国における外国人技能実習制度がどのように適正化されるのか、その意義と内容について金田法務大臣にお伺いします。今回の法案では、外国人技能実習機構を新設することにより、技能実習計画の認定や実習生への相談援助などを行なうことが盛り込まれています。実習生を受け入れる企業、団体側には制度の適正な運用のための指導監督を行い、実習生自身には実習の意義や将来性について知つてもらう機会を設けることで実習の環境、待遇改善がなされるのではないかでしょうか。

実習環境の改善を図るために、衆議院での修正案では、技能実習計画の認定期制や監理団体の許可制などの仕組みを設け、新設する外国人技能実習機関に指導監督を行わせるほか、技能実習

法の改正案では、外国人を受け入れる新たな在留資格に介護を追加することとなっています。また、外国人技能実習法が成立、施行された際に介護サービスの特性に基づいた要請に対応で追加する方針だと伺っています。

介護職の分野に外国人を受け入れることに歓迎の声が上がる一方で、技能実習制度においては初めての対人サービスなので、日本語教育への国語支援を求める声があります。また、外国人が介護職の分野に入つてくることで、介護の質が低下するのではないか、介護職で働いている日本人の賃金や雇用に悪影響が出るのではないかといった懸念もあります。質の高いサービスを提供していくためには、日本人の介護職の待遇改善も進めていかなければなりません。

こうした点も踏まえ、今後の介護分野における外国人材の受け入れとして行なうものであります。また、技能実習への介護職種の追加について在留資格「介護」は、専門的、技術的分野における外国人材の受け入れとして行なうものであります。また、技能実習への介護職種の追加については、技能実習法に基づく制度の適正化を前提に、介護固有の要件を課すことを予定しております。また、介護の質の低下等の問題は生じないものと考えております。

いざれにしましても、介護分野への外国人受け入れに当たりましては、議員御指摘の様々な懸念が生じることのないよう、引き続き関係省庁とも連携をしながら適切に取り組んでいきます。(拍手)

〔國務大臣金田勝年君登壇 拍手〕

○國務大臣(金田勝年君) 山下雄平議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の法改正によります技能実習制度の適正化の意義と内容についてお尋ねがございました。

本法案では、技能実習計画の認定期制や監理団体の許可制などの仕組みを設け、新設する外国人技能実習機関に指導監督を行わせるほか、技能実習

生に対します人権侵害行為の罰則を設けるなどしておきました。これにより、人づくりによる国際貢献という制度趣旨の徹底や技能実習生の保護を図ることにいたしております。

また、技能実習生の失踪問題につきましては、同時に提出をしております入管法の一部改正法案の規定なども駆使しながら対処していく所存であります。

次に、介護分野における外国人受け入れの在り方についてでございますが、お尋ねがございました。

在留資格「介護」は、専門的、技術的分野における外国人材の受け入れとして行なうものであります。質の高いサービスを提供していくためには、日本人の介護職の待遇改善も進めていかなければなりません。

こうした点も踏まえ、今後の介護分野における外国人の受け入れについて、法務、厚生労働大臣に所見をお伺いし、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣金田勝年君登壇 拍手〕

○國務大臣(金田勝年君) 山下雄平議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の法改正によります技能実習制度の適正化の意義と内容についてお尋ねがございました。

実習環境の改善を図るために、衆議院での修正案では、技能実習計画の認定期制や監理団体の許可制などの仕組みを設け、新設する外国人技能実習機関に指導監督を行わせるほか、技能実習

おいて、実習継続が困難となつた実習生に對しきめ細かな相談援助を行うことを徹底してまいります。

次に、介護分野での外国人の受入れについてのお尋ねがございました。

介護人材につきましては、国内人材で確保することを基本としており、外国人の受入れについては、技能実習制度など、それぞれの制度趣旨に沿つて進めていくこととしております。

その際、必要な日本語学習の機会を確保しながら、介護サービスの質を担保するとともに、日本人労働者の処遇や労働環境の改善の努力が損なわれないようにするなど、介護サービスの特性に基づく様々な懸念や要請に対応してまいります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) 真山勇一君。

(真山勇一君登壇、拍手)

○真山勇一君 民進党・新緑風会の真山勇一です。

昨日、三笠宮崇仁親王殿下が薨去されました。

誠に哀惜に堪えません。謹んで哀悼の意を表します。

それでは、会派を代表して、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案についてお尋ねします。

安倍総理が唱えられている美しい国、それだからといふわけではないでしょうが、最近、本屋さんに行つても、テレビをつけても、日本はすごい、日本人はすばらしいという話題があふれてい

ます。もちろん、私自身も日本が本当に称賛される國になることを願っています。ただし、それは自画自賛ではなく、私たち日本人も、そして外国人も、やはり日本はすばらしいと思える國になることです。

我が國は、観光客におもてなしをするのは得意かもしません。では、我が國に来て様々な活動を通じ我が國の社會を支えてくれている外国人に対して、政府は十分なおもてなしの精神を發揮してきたのでしょうか。

今年六月の時点で、およそ二百三十万人の外国人が我が國に在留しています。そのうち、就労可能な資格で在留する外国人はおよそ四十七万人、その中で最も多いのが、今回審議に付されている技能実習生のおよそ二十一万人です。この技能実習制度は国際貢献とされていますが、建前はどうであれ、この二十一万人の人たちが貴重な青春時代を我が國で過ごし、日本人の暮らしを支え、私たちの社会の一員として働いていることは事実です。

それなのに、非常に残念な話を聞きます。技能実習制度は、国内外から現代の奴隸制といった批判が相次いできました。二〇〇八年、二〇一四年の自由権規約委員会を始め、二〇〇九年の女性差別撤廃条約委員会、二〇一四年の人種差別撤廃委員会、二〇一〇年の国連人身売買に関する特別

報告者の報告、さらに、二〇一一年の国連移住者的人権に関する特別報告者の報告でも、強制労働や搾取などに関する懸念が表明されました。また、二〇〇七年以降、アメリカ国務省の人身取引

報告書では、毎年、技能実習制度は人身取引として指摘されてきていました。

何と不名誉なことでしよう。おもてなしの精神

どころか、我が國は、国際貢献の名の下に、外国人の若者を安い賃金でこき使い、人権を無視した扱いをしてきたと批判されてきたのです。事実、極端な低賃金や時間外時給三百円といった不当な賃金、さらに、賃金の未払、強制賃金、保証金、違約金の問題などについて数多くの報道がされています。また、パスポートの取上げ、移動や通信手段を制限する実質的な監禁、直接的な暴力、パワーハラ、そしてセクシュアルハラスメントや性的暴行など、犯罪行為をも含む話すら聞こえてきます。

更に言えば、異常な残業や休日労働も常態化しているといい、最近ではフィリピン出身の技能実習生ジョイ・トクナンさんが二十七歳で過労死するという悲しい事件がありました。お悔やみを申し上げたいと思います。ちまたにあふれる、日本はすごい、日本人はすばらしいという自画自賛と現実との乖離を直視させられた出来事と言えます。

技術実習制度を法律によって規定し、実習を適正化し、実習生を守ることは当然必要です。参議院においても熟議を重ね、二度と批判を招かないような制度を構築したいと思います。

最近、発展途上国での病院建設などを実施いたある医療系NGOが、日本国内の外国人への医療サービスの方が喫緊の課題だと考え始めたと聞きます。

厚生労働大臣に伺います。

日本語がそれほど巧みに話せない外国人のための医療施設や医療通訳の数は十分か調査し、必要な拡充策を講じているのでしょうか。保険や労災などの手続に関して、外国人が不利益を被ること

ると報道されました。介護、育児、建設などの分野で、不足する日本人の人手を補うためということがあります。

ます、内閣官房長官にお尋ねします。

政府が外国人労働者の受入れを検討しているの

とです。

報告書では、毎年、技能実習制度は人身取引として指摘され続けています。

何と不名誉なことでしよう。おもてなしの精神

どころか、我が國は、国際貢献の名の下に、外国人の若者を安い賃金でこき使い、人権を無視した扱いをしてきたと批判されてきたのです。事実、極端な低賃金や時間外時給三百円といった不当な賃

金、さらに、賃金の未払、強制賃金、保証金、違

約金の問題などについて数多くの報道がされています。また、パスポートの取上げ、移動や通信手

段を制限する実質的な監禁、直接的な暴力、パワーハラ、そしてセクシュアルハラスメントや性的暴

行など、犯罪行為をも含む話すら聞こえてきま

す。

安倍政権は示しています。今年六月、安倍総理は日本版グリーンカードの創設を発表されました。

既に、高度人材など、外国人の知見や労働力を導入することは成長戦略の柱としています。

政府は、その基本認識として、我が国で合法的に働く外国人労働者の方たちを日本社会の一員として捉えているのでしょうか。また、外国人労働者の方たちの基本的個人権を尊重し、健康で文化的な生活を確保する義務があると考へているのでしょうか。全ての施策はこうした認識から始まる

と私は考えています。

たある医療系NGOが、日本国内の外国人への医療サービスの方が喫緊の課題だと考え始めたと聞

きます。

厚生労働大臣に伺います。

日本語がそれほど巧みに話せない外国人のため

の医療施設や医療通訳の数は十分か調査し、必要

な拡充策を講じているのでしょうか。保険や労災

などの手続に関して、外国人が不利益を被ること

はないのでしょうか。また、こうした医療全般に関する不安について、外国人の方たちが相談する窓口は十分にあるのでしょうか。多様な言語や生活習慣にも対応できるのかも含め、答弁をお願いします。

政府の施策を進めれば、今後、我が国で働く外国人は増えていくはずです。働き方改革実現会議の結果いかんを問わず、政府は日本版グリーンカードを創設したいと聞きます。高度人材の呼び込みは積極的に推進され、技能実習制度は拡充されます。各地の特区で働く家事労働者も増えるでしょうし、北方領土が返還されることには、少なくない数のロシア国民が我が国に居住することになるかもしれません。そろそろ、こうした外国人の人権、特に労働権の問題にも正面から向かい合うべき時期ではないかと私は考えます。

さて、技能実習法案についてお尋ねします。

まず、技能実習制度の管理強化についての懸念です。送り出し機関への規制が全く不十分に思えます。また、強制帰国に関する法の実効性があるとは思えません。

法務大臣にお尋ねします。

保証金や違約金は技能実習生と送り出し機関で決められているにもかかわらず、送り出し機関に対する罰則規定はありません。その理由はなぜでしょうか。これでは、保証金、違約金に関する規制は実効性を欠く懸念があります。確かに、送り出し機関は外国にありますが、日本に駐在員を常駐させていることも珍しくなく、また日本人が送り出し機関に関わっていることもあります。

送り出し機関を罰則対象とし、政府間取決めにおいて相手国政府に捜査協力を求めたりすることは考えていないのか、政府の見解をお聞かせください。

政府間取決めは条約ではなく、相手国に対する法的な拘束力はありません。このため、外交ルートを通じて働きかけていくほかはなく、相手国の努力に期待するしかありません。こうした状況を考えると、せめて、法の施行後一定期間までに政府間取決めができないなら、その国からの受け入れは停止すべきではないでしょうか。政府間取決めはならない国にどのようにして送り出し機関の適正化を求めるのか、お聞かせください。

本人の意思に反する強制帰国の問題もあります。技能実習生が労働条件や居住環境について不満を言つたり権利を主張したりすると、国に帰らずと言われて黙らざるを得ないことは珍しくないと言います。最近の事例でも、JITCO、国際研修協力機構に相談しただけで強制帰国させられたケースすらあつたそうです。このような強制帰国も罰則の対象とすべきと考えますが、政府の見解はいかがでしょうか。また、強制帰国を防止するための事前チェック手続を設けるなどの施策はどうですか。

技能実習三号の新設こそ法律事項となっていますが、拡大策の多くが省令事項です。また、技能実習職種の拡大については何ら制限がありません。これでは、主務官庁の意のままと言えます。拡大策の上限を法律で定めない理由が、厚労大臣の見解をお示しください。

現時点では、実習期間の三年から五年への延長、人数枠の二倍程度への拡大が示されていますが、それだけでも単純計算で三倍以上への大幅な拡大になります。これだけの大増幅に対する監理団体や実習実施機関の体制は十分ででしょうか。また、技能移転の目的を果たすことはできるのでしょうか。そして、何より、実習制度の人数拡大は、技術移転を望む相手国のニーズに見合つて行われているのでしょうか。

拡大策を享受できるのは、優良な受入れ機関で

今回の改正で新たに設置される外国人技能実習機構についてお伺いします。

本部及び全国十三か所の地方事務所で、合計三百三十名程度の体制を予定していると聞きます。しかし、実地検査は、監理団体に対して年一回、実習実施者に対しては三年に一回程度の頻度でしか行われないそうです。これで十分とする根拠を御説明ください。

次に、技能実習制度の拡大策についてお伺いします。

本法案では、技能実習三号の新設こそ法律事項となっていますが、拡大策の多くが省令事項です。また、技能実習職種の拡大については何ら制限がありません。これでは、主務官庁の意のままと言えます。拡大策の上限を法律で定めない理由が、厚労大臣の見解をお示しください。

以上、拡大策について伺つてきました。本来なら管理強化策の適切性、実効性が確認された後に拡大策の論議に移るべきという声があることも付け加えておきたいと思います。

また、本法案とともに審議される出入国管理法に関連し、法務大臣にお尋ねします。

技能実習生として介護福祉士の資格を取つた外国人が、そのまま何らかの就労資格を認定され我が国に定住する可能性はあるのでしょうか。若い外国人の貴重な人生をつまみ食いして、用が終わつたら国へ帰れというのはあんまりです。しかし、その一方で、当初から我が国への定住、永住を念頭に置いて受け入れるのであれば、技能実習

判断は難しいでしょう。できれば、政府が各種の賃金統計を活用して客観的、合理的な最低基準を設定して、法律で規定できないでしょうか。法務大臣の見解をお聞かせください。

職種の拡大について、専門家会議の議論を踏まえ、厚労省の職業能力開発局長が決定する仕組みとなっています。

この専門家会議は公開されておらず、議論の透明性が確保されていません。まず、この専門家会議の開催に当たつて、厚労省は送り出し国の要望と我が国の現地の状況をどのように調査し、確認するのでしょうか。そもそも、行政による恣意的な運用というそしりを招かないためにも、職種の追加や削減に關わる議論は公表すべきと考えます。

追加や削減に關わる議論は公表すべきと考えます。また、技能実習職種の拡大については何ら制限がありません。これでは、主務官庁の意のままとされています。拡大策の上限を法律で定めない理由が、厚労大臣の見解をお示しください。

以上、拡大策について伺つてきました。本来なら管理強化策の適切性、実効性が確認された後に拡大策の論議に移るべきという声があることも付け加えておきたいと思います。

また、本法案とともに審議される出入国管理法に関連し、法務大臣にお尋ねします。

技能実習生として介護福祉士の資格を取つた外国人が、そのまま何らかの就労資格を認定され我が国に定住する可能性はあるのでしょうか。若い外国人の貴重な人生をつまみ食いして、用が終わつたら国へ帰れというのはあんまりです。しかし、その一方で、当初から我が国への定住、永住を念頭に置いて受け入れるのであれば、技能実習

制度 자체が骨抜きになつてしまひます。また、今回の改正案では、いわゆる偽装滞在者の取締りが強化されていますが、保護すべき難民が適切に保護されるよう人道上の配慮はなされているのでしょうか。世界中が日本政府の姿勢を注視しています。

今、私たちの社会はますます複雑化し、多様化してきています。そして、多様性が国家の力になることも否定できない事実です。現実に、たくさんの外国人が日本で働いている今、共生、共に生きる道を模索することが我が国の課題ではないでしょうか。そして、本当の意味で、日本はすごい、日本はすばらしいと外国人の方が思っていたとき、そして私たち日本人も胸を張つて称賛できる国家にすることが政府と国会の責務と思います。二度と恥ずかしい批判を受けないためにも、参議院における本法案の熟議を更に深めていく決意を表明して、私の質問を終わります。

(拍手)

○国務大臣(金田勝年君) 真山勇一議員にお答えを申し上げます。

まず、保証金、違約金に係る送り出し機関に対する罰則規定がない点についてお尋ねがあります。送り出し機関による保証金の徴収や違約金契約の締結は一般に来日前に送り出し国で行われるものであり、こうした国外で行われる不正行為につきましては、相手国との協力も得ながら、不正を行つた者を我が国の制度から確実に排除していく

ことが現実的かつ実効的な対策であると考えております。

次に、政府間取決めができない国からの技能実習生の受入れを停止すべきではないかとのお尋ねがありました。

この点につきましては、政府間取決めが作成できていないことを理由としてその国からの技能実習生の受入れを停止することは、我が国が締結している国際約束との整合性の観点から適当ではないと考えます。

次に、政府間取決めのない国の送り出し機関の適正化策についてお尋ねがありました。

全ての送り出し国との間に政府間取決めの作成を目指してまいりますが、政府間取決めを作成するまでの間は、監理団体の許可等の手続の中で送り出し機関に関する資料を個別に提出させて、適正な送り出し機関かどうかを主務大臣や外国人技能実習機構が吟味することになります。また、具体的に不適正な送り出し機関があれば、取決めの交渉中であつても、相手国政府に対し、適宜の機会を捉え、是正を求めてまいりたいと考えております。

次に、強制帰国を罰則の対象とすべきではないかとのお尋ねがありました。

新制度では、技能実習生の報酬額が日本人と同等額以上であることについて実習実施者に説明責任を課すこととし、比較対象となります日本人労働者がいない場合でも、例えば経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して根拠を提示することなどを求めることによりまして、適切な額の報酬が支払われるようにしてまいります。

次に、技能実習機構によります実地検査についてお尋ねがありました。

実習実施者に対しましては、基本となる三年間の実習中に少なくとも一回実地検査を行うこととしております。一方、監理団体に対しましては、その役割的重要性を踏まえ、許可制とした上で、

高度な技能を修得して本国に持ち帰りますことは、技能移転の目的や送り出し国の一々に合致するものと考えております。

次に、拡充策の対象となります受入れ機関や技能実習生の基準についてお尋ねがありました。

違反、暴行、脅迫等があれば、刑法その他関係法令により刑事罰の対象となります。

次に、強制帰国を防止するための施策についてお尋ねがありました。

入国管理局におきましては、強制帰国を防止するため、空港などにおいて技能実習生から出国の意思確認を行う取組を進めております。また、本法案におきましては、実習実施者に対しまして、技能実習を行わせることが困難となつた場合の遅滞ない届出を求めており、主務大臣がそれを帰国前に把握することにより適切な対応が可能になると考えております。

次に、技能実習生の報酬額が日本人と同等額以上であることについて実習実施者に説明責任を課すこととし、比較対象となります日本人労働者がいない場合でも、例え経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して根拠を提示することなどを求めることによりまして、適切な額の報酬が支払われるようにしてまいります。

次に、実習期間の延長や受入れ人数の拡充が、受入れ機関の体制や技能移転の目的、さらには送り出し国の一々に見合うものかとのお尋ねがありました。

次に、実習期間の延長や受入れの拡大が認められますのは、技能を修得させる高い能力を有する優良な実習実施者や監査業務を遂行する高い能力を有する優良な監理団体に限定されており、これらの受入れ体制に問題はないと考えております。

また、優良な者に限つて制度の拡充を認めるこ

とは、技能実習の適正な実施へのインセンティブ

を高めることにもなり、技能移転を行なうという技

能実習制度の趣旨にかなうものであります。そし

て、より多くの者が優良な実習実施者の下でより

高度な技能を修得して本国に持ち帰りますこと

は、技能移転の目的や送り出し国の一々にも合

致するものと考えております。

次に、拡充策の対象となります受入れ機関や技能実習生の基準についてお尋ねがありました。

次に、実習実施者及び監理団体の優良性につきま

してお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

適正化の実効性を担保してまいります。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

受入れ人数枠の設定は、実習実施者の常勤職員

数のほか、職種などに応じて定めるべき技術的、

細目的な事項である上、今後、職種に応じて特例

を設ける必要が新たに生じる場合も想定されます

ので、十分な指導体制の確保という観点から適切

と認められます数を主務省令で定めることとしま

す。

次に、技能実習生の受入れ人数枠の上限につい

てお尋ねがありました。

これが現実的かつ実効的な対策であると考えております。

次に、政府間取決めができない国からの技能実習生の受入れを停止すべきではないかとのお尋ねがありました。

次に、政府間取決めが作成できていません。

は、それぞれ法案の中で、技能等を修得させる能力につき高い水準を満たすもの、監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして考慮すべき要素を定めており、これに従つて今後具体的な指標を示してまいります。

また、技能実習生につきましては、法案で技能実習三号に進むための要件として、技能実習一号の目標として定めた技能検定等に合格しなければならないことを定めております。

次に、介護福祉士の資格を取得した技能実習生についてお尋ねがありました。

技能実習制度は、修得した技能等を母国に持ち帰つて生かしてもらうことを目的としているの

で、仮に技能実習生が介護福祉士の資格を取得したといたしましても、実習修了後、当該技能実習

生が引き続き我が国に在留することは想定をしておりません。

最後に、入管法改正法案によります係官滞在者対策の強化と難民の保護の関係に関するお尋ねがござります。

あいもした  
今回新設いたします罰則は、偽りその他不正の手役による上塗率可を受けるなどの悪質性、重大

性の高い行為を処罰するものであります。保護すべき難民に對しては、今後も一時庇護上陸や難民遣送の問題を考慮するうえで、慎重に対応していかなければなりません。

認定の制度を的確に運用し、適切に保護をしてまいります。（拍手）

〔國務大臣菅義偉君登壇、拍手〕

て、働き方改革実現会議における取扱いや基本的人権の尊重等についてお尋ねがございました。

号 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(趣旨説明)

な技術等を持つた外国人の受入れ促進を図つてきています。他方、将来的な外国人材受入れの在り方については、日本再興戦略二〇一六において、真に必要な分野に着目しつつ、総合的かつ具体的な検討を進めることいたしております。働き方改革実現会議においても、こうした考え方沿つて、多様な課題の一つとして外国人材の受入の問題を議論をすることいたしております。

なお、この総合的な検討に当たつては、外国人材が地域における生活者でもあり社会の一員となることも踏まえて幅広い観点から検討する必要があります。

また、適用事業所に使用されている外国人労働者は社会保険の適用対象となるなど、権利の性質上、国民のみを対象としているもの以外はひとしく外国人に対しても基本権の保障が及ぶものと考えます。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 真山勇一議員にお答えを申し上げます。

まず、外国人のための医療施設や医療通訳、相談窓口、保険等の手続に關してお尋ねがございました。

外国人が安全、安心に日本の医療サービスを受けられる体制を整備していくことは重要な課題でございます。厚生労働省においては、医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備を進めており、医療通訳の配置や院内案内図、資料等の多言語化、医療通訳サービスの導入などを支援する事

業を行つております。

相談窓口についても、これらの医療機関において対応をしておりますが、今年度、病院や自治体等に對して外国人受入れ体制の実態を把握するためのアンケート調査を実施しており、こうした実態を踏まえ、今後も適切に対応してまいります。

また、医療保険や労災保険については、協会けんばや労働基準監督署等において英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語等の外国語のパンフレットを配布するなどの対応をしており、引き続き外国人の方が安心して手続きができるようにしてまいりたいと考えております。

送り出し国の一ニーズ等の確認方法と専門家会議の審議内容の公表についてお尋ねがございました。

送り出し国の一ニーズにつきましては複数国の公的機関からの要望書により、また我が国の状況については業界団体からのヒアリングにより、それぞれ確認をしております。

専門家会議の審議内容につきましては、実習生が受検する試験の採点基準など非公開部分を除き議事要旨を公開しており、今後とも透明性の確保に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 仁比聰平君

〔仁比聰平君登壇、拍手〕

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、外国人技能実習法案について、関係大臣に質問いたしました。

六  
一万人となり、そのうち派遣や請負で働く人たちが四分の一、技能実習生は一八・五%を占めています。言葉の壁、構造的な低賃金と様々な人権侵害、家族を含む生活の困難さなど問題は深く、外国人労働者の憲法と労働法に基づく権利が保障され、人間らしい営みができるよう、労働条件の抜本的改革こそ急務です。

安倍政権は、いわゆる働き方改革の一つとして外国人材の受入れを掲げ、また、自民党働き方改革特命委員会は、これまで政府が高度人材として積極的に受け入れてきた多国籍企業の経営者や技能労働者などの専門職に限らず、人材不足の分野への外国人労働者受入れを検討していますが、深刻な現状をそのままに受入れを拡大することは容易かつ無責任極まるものです。

政府は、外国人労働者の現状をどう認識し、どのように拡大していくのかというのか。基本方針について、法務大臣、厚生労働大臣に伺います。

現在の技能実習制度は、前身の外国人研修生・実習生制度以来、途上国への技能移転と国際貢献を建前しながら、実際には無権利、低賃金、劣悪な労働条件の下での労働力受入れ制度として、強制労働と数々の人権侵害が国際的にも厳しく批判されてきました。

その実態を否定できず、政府は二〇〇九年入管法改定で、在留資格「技能実習」を新設して労働者保護の対象とし、適正な監理、ブローカー行為を始めとした不正行為の排除などの監督強化を行いました。

官報(号外)

生をめぐる人権侵害は一層深刻となっています。失踪は増え続け、実習生の死亡、とりわけ脳疾患や心臓疾患など過労死が疑われる若者たちが後を絶たず、八月、岐阜県でとうとう二件目の過労死が認定されました。

法務大臣、厚生労働大臣、失踪と実習期間中の死亡の実態はどうなっていますか。なぜ技能実習で過労死に至るのか、その原因をどう考えますか。

ここには技能実習制度が抱える構造的問題が横たわっています。下請零細の製造業、建設業、農業などの分野に低賃金の労働力を提供するなどと付け込んで、悪辣なブローカーが母国に送り出し機関と国内の受入れ機関に結び付いて横行し、高額の保証金や田畠の担保をそこで技能実習生を縛り付けています。政府は労働者として保護すると言ひながら、労働者が不当な拘束、奴隸的労働から解放される上で最も中核となる職業選択の自由、実習先選択の自由を認めず、労基署や入管による指導監督、是正はモグラたたきになっています。政府は、こうした問題をどう認識し、どう正すのですか。法務大臣、厚生労働大臣、それをお答えください。

全国で二番目に多い技能実習生が働き、アパレル縫製が主要産業の岐阜県ではどうか。時給三百円など深刻な最低賃金違反、毎日四時間から五時間の残業、土曜日曜も休みなしの休日出勤を強いられるながら、法定の残業代割増しどころか、逆に割引される重大な違反が蔓延しています。

十年前、岐阜県と労働局、名古屋入管など関係機関が技能実習生等受入適正化推進会議を立ち上げ、以来、毎年受入れ機関や業界団体への要請を繰り返していますが、そこでは、一ヶ月百時間を超える長時間残業や割増し賃金の支払等に関し不適切な事例が数多く見受けられる、監督指導時に

おける虚偽説明又は帳簿の改ざんなどの隠蔽行為は後を絶たず、さらに監理団体ぐるみの隠匿も疑われる事案があるなど、より一層の悪質化が進んでいます。

その上で、アパレル業界団体に対して、外国製品との競争の激化などを背景にした縫製工賃単価の切下げなどの厳しい業界事情がこれら技能実習生の労働条件に与える影響が少なくないとして、人権の保証金や田畠の担保を横行し、人権侵害が引き起こされることは極めて深刻です。

外務大臣、各国の送り出しに關わる法制度をどのように認識しておられますか。また、そうした国々との間で二国間協定をどのように締結していますか、何が課題か、お答えください。

決を求めているのです。

経済産業大臣、価格競争の重い負担が末端業者と技能実習生に押し付けられている構造をそのままに、技能実習機関など新制度を発足しても、人権侵害は生み出され続けることになります。

実習生受入れは進めながら、これまでその実態をつかんでこなかつた責任をどう考えますか。少なくとも岐阜のアパレル縫製で働く実習生全員の実態がどうなっているか、速やかな調査を求めます。国内外の価格競争が一層激しくなる中で、下請工賃の引上げを始め、アパレル産業の振興をどのように図っていくのですか。明確な答弁を求めます。

政府も法案に盛り込んだ二国間協定は、ブローカー排除のためにも有効です。であるなら、法務大臣、厚労大臣、二国間協定が締結されなければ、その国からの実習生は受け入れられないよう

にすべきではありませんか。

ベトナムには、労働者の海外派遣法があります。インドネシアやフィリピン、また中国でも同様の法制度が制定されています。各国の国内法に基づいて技能実習生が送り出されているにもかかわらず、そこにブローカーの介入が横行し、人権侵害が引き起こされていることは極めて深刻です。

外務大臣、各国の送り出しに關わる法制度をどのように認識しておられますか。また、そうした国々との間で二国間協定をどのように締結していますか、何が課題か、お答えください。

次に、介護分野への外国人労働者受入れの拡大について伺います。

在留資格「介護」の新設と技能実習「介護」の追加

は、これまでEPA、経済連携協定による特例として、母國の看護師資格を有し我が国で介護福祉士を目指す高度人材に限られ、それでも様々な問題を抱えている対人サービスに初めて一般的に外国人労働者を受け入れようとするもので、介護現場と利用者、家族に大きな影響を及ぼすものであります。

公的介護を担う介護職には、要介護者の身体や生活のニーズに応える介護を通じて、要介護者の観察とコミュニケーションによって内面的要要求をつかみ、チームで共有して、介護の目標や計画を

充実、発展させていく力が求められています。そのコミュニニケーションツールが介護記録であり、だからこそ介護事業所の指導監督の上でも重視されているのですありませんか。さらに、転倒や誤嚥、心肺停止など万一の対応に臨むとき、日本語能力のいかんは命に関わります。

ところが、厚生労働省の検討会では、五段階で評価される日本語能力について、入国時は初級のN4程度の能力で足る、二年目以降はN3程度とする方向で検討されています。今の技能実習生も、入国前後の研修時間を見ればN4程度の日本語力を有しているはずですが、現実には平仮名、片仮名も分からず、簡単なコミュニケーションさえ困難な人も多くいます。日本語能力試験はマークシート方式で、読む、聞くの理解は問えても、書く、話す能力を問うものではありません。政府は、介護の現場で要求されるコミュニケーション能力をどのように捉え、どのように判定することを担保するのでしょうか。

介護現場の人手不足を打開するためには、何より介護労働者の待遇改善が必要です。全産業平均より十万円以上も低い介護職の賃金を抜本的に引き上げるべきです。現在の介護現場の矛盾をそのままに外国人労働者を受け入れることは、逆に現場を深刻にし、外国人労働者的人権を脅かすことになるではありませんか。いずれも厚生労働大臣に伺います。

最後に、入管法改定案で、偽りその他不正の手段により上陸許可などを受けた場合の罰則の新設や、在留資格外の活動を行い又は行おうとしたと

いこて在留資格の取消しを拡大することは問題です。これらの構成要件は広範かつ曖昧で、当局の濫用によって、技能実習生の正当な権利実現や庇護されるべき難民認定申請者 またその支援者の活動を威嚇し、萎縮させるものです。

旨を周知徹底しますとともに、受入れ機関に対す  
る適切な監督により、受入れ機関における不適切  
な処遇を理由に失踪することのないようにしてい  
きたいと考えております。

次に、技能実習制度の問題点の認識とこれをど  
う正すのかについてお尋ねがありました。

からの技能実習生の受け入れを停止することは、我が国が締結している国際約束との整合性の観点から適当ではないと考えます。

我が国は、経済社会の活性化の観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の就業を積極的に推進をしております。外国人材の受入れの在り方については、日本再興戦略二〇一六を踏まえ、真に必要な分野に着目しつつ、総合的かつ具体的な検討を進めていくこととしており、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体で検討していく必要がございました。

そもそも技能実習生の失踪を生み出している根本問題、また難民受入れに極めて消極的な政府の難民政策の転換こそが求められています。法務大臣の答弁を求め、質問を終わります。（拍手）

う正すのかについてお尋ねがありました。  
技能実習制度に関しては、一部の制度趣旨  
を理解しない者によつて安価な労働力の確保策と  
して使われたり、一部の送り出し機関により保証  
金の徴収が行われてゐるといった問題があると認  
識をしております。

や難民受入れの政策についてお尋ねがありま  
た。  
「偽りその他不正の手段」という罰則の構成要件は他の法令でもよく用いられている一般的な表現であり、また、新たな在留資格取消し事由の「他の活動を行い又は行おうとして在留している」という状態は客観的事実も踏まえて判断するもので

に必要な分野に着目しつつ、総合的かつ具体的な検討を進めていくこととしており、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体で検討していく必要があると考えております。

専門的、技術的分野の外国人につきましては積本方針についてお尋ねがありました。

化するなどいたしまして、制度趣旨に沿った適正な運用を確保することとしております。また、人権侵害等により実習の継続が困難となつた技能実習生につきましては、現在も実習先変更を認めて

あります。いすれも広範で曖昧なものではないと考  
えています。

実習中に三十名の方々が亡くなられております。実習生の中には不法な長時間労働を強いられている方もいること承知をしております。実習生の方が過労死に至ることはあつてはならず、この法案により、実習環境の改善に向けた指導を確実に行つてまいります。

人材の受入れの在り方につきましては、日本開拓  
戦略二〇一六におきまして、真に必要な分野に着

能実習生の一層の保護を図ることとしておりま  
す。次に、二国間協定が締結されていない国からの  
受入について尋ねばあります。

反対側の反対側からも、多くの本邦國に於ける外國の正化などを通じて、根本的な解消を図つていきました。いと考へております。

技能実習生の保護と実習先選択の自由について  
のお尋ねがございました。

御指摘のような実習生から保証金を徴収する問題のある送り出し機関については、今後、二国間取決めにより排除する仕組みをつくります。また、人権侵害や法令違反等の事情がある場合は、

次に、技能実習生の失踪についてお尋ねがありました。

全ての送り出し国との間で政府間取決めの作成交渉を進めてまいりますが、いまだ取決めが作成されていない国の技能実習生を受け入れないことは、我が国で技能を学びたいと願っている人たち

には在留を認めておりまして、引き続き、真に庇護を求める者の確実な保護を図つてまいります。

が実施している失踪原因に関する調査によりますと、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪する者が多いため、技能実習生には制度の取

にとつて不幸なことがありますし、送り出し国との関係上も得策ではありません。また、政府間取決めが作成できていないことを理由としてその国

○國務大臣(塙崎恭久君) 仁比聰平議員にお答え  
申し上げます。

取決めのない国からの実習生受入れを直ちに停止することは大きな混乱を伴うため困難ですが、主務大臣や外国人技能実習機構が送り出し機関を

厳格に審査するとともに、送り出し国との取決めが早期に実現できるよう交渉を進めてまいりました。介護における技能実習生のコミュニケーション能力と介護人材の処遇改善についてのお尋ねがございました。

利用者の心身状態を適切に把握をし、チームで介護を提供していくためには、コミュニケーション能力の確保が不可欠でございます。このため、実習生の日本語能力を読む、聞くという観点から試験で評価をするとともに、話す、書くという能力向上のための講習受講を求めるなどにより、現場で必要な日本語能力を担保することとしております。

また、介護人材の処遇改善については、技能や経験に応じた給料アップの仕組みを構築をし、月額平均一万円相当の改善に取り組んでまいります。(拍手)

○国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

技能実習生の受け入れに関する実態把握やアパレル産業の振興についてお尋ねがありました。

外国人技能実習制度について、岐阜県の縫製業の三十五の事業所において賃金の未払があつたことや、最低賃金を定める労働基準法の規定に違反していたことは、誠に遺憾であります。

この背景として、アパレル企業から縫製企業に対する縫製工賃単価の引下げの影響が少くない指摘されていることを承知をしております。事

業者間の取引対価は、発注側、受注側の両者の協議によって定まるものであります。経済産業省では、毎年、アパレル業界を含め、業界団体等を通じて、取引対価の決定に当たっては下請事業者と協議の上で適切な労務費を含めるよう要請をしているところであります。

引き続き、適正取引に関する法令遵守について普及啓発等を実施し、仮に下請法の法令違反行為が疑われる情報を得た場合には厳正に対処しております。また、今回の事案を受けて、関係府省と連携して岐阜県における実態を調査してまいります。

アパレル産業の振興につきましては、取引慣行の改善を図ることに加え、サプライチェーンの再構築による各工程の付加価値の向上、業界の認証

○議長伊達忠一君 高木かおり君。

〔高木かおり君登壇、拍手〕

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりです。

私は、ただいま議題となりました外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について、我が党を代表して御質問いたし

ます。

まず、質問に先立ちまして、昨日お亡くなりになられました三笠宮崇仁親王殿下に対し、皇室としての責任に心を碎かれた御精励とその数々の御事績に心からの敬意を表し、ここに改めて哀悼の意を表する次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

我が国の中長期的な経済成長のためには、積極的に海外との経済的なつながりを広げて、世界の

成長を我が国に取り込んでいくことが必要であります。このため、TPP協定を始めとする経済連

携協定は積極的に推進すべきです。我が党も、結

度本来の趣旨、目的と実態との間に乖離があると

して、国内外から様々な指摘や懸念が表明されて

いる

議によって定まるものであります。経済産業省では、毎年、アパレル業界を含め、業界団体等を通じて、取引対価の決定に当たっては下請事業者と協議の上で適切な労務費を含めるよう要請をしておりました。

する。

TPPは、関税の撤廃や削減だけでなく、非関税分野の投資、競争、知的財産、労働、環境を含む包括的な協定であります。これに加えて、我が国の今後の更なる発展のために、人の国際化についてこれまで以上に真摯で具体的な議論が必要になると考えます。

厚生労働大臣に三点お伺いいたします。

まず、一点目ですが、外国から単純労働者を受け入れないとする政府の方針は、国内での労働力不足のため、今後も維持することは難しいとの指摘もあります。そもそも、既に多数の外国人が技能実習生との建前で事実上の低賃金単純労働者として働いているという実態があります。政府の方針と労働力不足という現実、この二つの矛盾を糊塗するために、国際貢献を建前とする技能実習制度が利用されているとの批判もあります。こうした指摘について御認識をお伺いいたします。

この法案により、技能実習制度が拡充され、実習期間の延長、受け入れ人数枠の拡大、対象職種の追加等が行われます。こうした制度拡充を行なうならば、労働法の遵守、技能実習者の不法残留や失踪等の問題につき改善を図るべきではないでしょうか。

統きました、二点目ですが、全国の労働基準監督機関が行つた監督指導の結果、平成二十五年に労働関係法令違反が認められた技能実習実施者の割合は実に七九・六%、約八割が労働法に違反しているとのことです。安全衛生、労働時間、賃金不払といった点での違反が多くを占めるようです

が、この法案により、こうした現状についてどの程度の改善を見込んでいるのか、御認識をお聞かせください。

最後に、三点目ですが、政府の働き方改革によつて、今後、日本人同士の労使関係についても労働基準監督機関の一層の充実が必要となるかと思います。そうした中、技能実習生を雇用している事業場に係る監督指導のために十分な人員、予算を確保できるのか、厚生労働大臣にお伺いいたしました。

視点を変えますと、技能実習生等の不法残留や失踪も大きな問題です。この点は、法制度上は入管法の改正によって手当てがされますが、技能実習生に係る法の執行体制という観点からお伺いいたします。

まず、技能実習生、研修生の不法残留の問題ですが、平成二十五年から二十七年までの不法残留者は約六万人で横ばいとなっています。一方で、表面上は適法な資格を得ているにもかかわらず不法な就労を行つてゐる、いわゆる偽装滞在者が新たな課題となつています。このため、入管法の改正案では、こうした違法な申告について罰則を整備することとなつていて、執行のための十分な人員と予算が確保されているのか、法務大臣に御認識をお伺いいたします。

次に、技能実習生等の失踪者の推移を見ると、平成二十二年には約一千人でしたが、平成二十六年には四千八百人以上にも上つていて、法務省の説明によれば、実習先から失踪した技能実習生が新たな仕事をあつせんを受けて遠隔地に転居し

たような場合に、現行の入管法では、本来の活動を離れて三ヶ月を待たないと在留資格を取り消せないことが一つの原因とのことです。このため、入管法の改正案では、他の活動を行おうとする場合は直ちに取り消せるようになります。

在留資格の取消しは、入国審査官や警備官による調査で実事が把握され、初めて可能になります。技能実習生の失踪問題に対処する審査官や警備官につき、人員や予算措置が十分か否か、法務大臣の御認識をお伺いいたします。

続きまして、監理団体についてお伺いいたします。平成二十五年四月に行われた総務省の行政評価局の調査及び勧告によると、監理団体から関係する実習実施機関の監査結果の報告について確認します。

平成二十五年四月に行われた総務省の行政評価局の調査及び勧告によると、監理団体から関係する実習実施機関の監査結果の報告について確認していよいよ地方入管が半数に上つてきました。原因として、地方入管において、技能実習生を受け入れている監理団体、実習実施機関を網羅的に把握できていないことが指摘されています。この指摘に対する法務省の対応状況を、本法案との関係を含めて法務大臣にお伺いいたします。

また、さきに挙げた総務省の調査及び勧告によると、地方入管が指摘した実習実施機関の不正行為について監理団体がこれを把握できていない事例が多數あり、不正行為認定を受けた八十三機関のうち実に八十一機関が把握できていなかつたとのことです。原因といたしまして、監理団体の監査において、一定の利害関係がある実習実施機関に対する公平公正な監査の枠組みが未整備で、監理団体の監査能力も不足していることが挙げられます。

この法案により、監理団体が中小企業団体等である場合、実習実施者が監理団体の会員で財源の拠出元となるなど一定の利害関係があるため、監理団体の中立性の確保が必要となります。そこで、法務大臣にお伺いいたします。

この法案により、監理団体が許可制となり、許可の基準として外部役員の設置又は外部監査の実施を掲げて中立性を確保しようとしております。外部役員や外部監査に関する許可基準は省令で定めるとしていますが、その内容や現時点の方針について中立性が十分に確保されることになるのか、御認識をお聞かせください。

以上、本法案及び技能実習制度に係る法の執行体制等について数点お伺いいたしました。

我が党は、事実上の単純労働者を技能実習生と呼んでいる現状は改めなければならないと考えています。国内で社会不安を起こさず、外国人の人権も守る形で、外国人材、労働力の利活用をどう行つていくべきか、国民に具体的な選択肢をより多く示していくべきであると訴えて、質問を終わります。

最後に、監理団体の外部役員及び外部監査につきましてお尋ねがありました。

外部役員や外部監査を義務付ける趣旨は、監理団体について、実習実施者と密接な関係を有しない適切な者を関与をさせることによりまして、実習実施者から一定程度距離を置いた公正な監理体制を確保することにあります。そこで、主務省令では、このような趣旨を踏まえまして、適切な外部役員や外部監査人の要件を定めまして中立性が確保されるような仕組みとしてまいりたい、このように考えておる次第であります。(拍手)

まず、入管法一部改正法案に關しまして、新設された罰則や在留資格の取消しに對応する人員、そして予算が十分なのかとのお尋ねがあります。

○國務大臣(金田勝年君登壇、拍手)

〔國務大臣金田勝年君登壇、拍手〕

○國務大臣(高木かおり議員にお答えを申し上げます)。

まず、入管法一部改正法案に關しまして、新設された罰則や在留資格の取消しに對応する人員、そして予算が十分なのかとのお尋ねがあります。

○國務大臣(塩崎恭久君登壇、拍手)

〔國務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

技能実習制度の趣旨についてのお尋ねがまことにました。

官 報 (号 外)

技能実習制度の趣旨は技能移転を通じた国際貢献ですが、一部に制度の趣旨を理解せず法令違反等の問題が生じているとの指摘がございます。このため、本法案により、管理監督体制の強化を図り、国際貢献の趣旨に沿った活用を徹底してまいりたいと思います。

実習実施者の労働関係法令違反の改善についてのお尋ねがございました。

技能実習法案に基づき新設される外国人技能実習機構は、全ての実習実施者に実地検査を行います。その上で、労働関係法令違反の疑いがある場合は速やかに都道府県労働局へ通報を行うこととしております。これにより大幅な改善が図られるよう取り組んでまいります。

労働基準監督機関の人員や予算についてのお尋ねがございました。

技能実習生の労働条件の確保を含め、一般に事業場の監督指導を的確に行っていく体制の確保は重要と考えております。厳しい財政事情の中、本年度は労働基準監督官を二十二名増員するとともに、平成二十九年度に向けて所要の増員を要求をしております。

また、平成二十九年度概算要求では、監督指導に同行する通訳の確保等、技能実習生等の労働条件確保に必要な予算を要求をしており、今後とも必要な人員と予算の確保に最大限努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 パリ協定の締結について承認を求める件を議題いたします。

長宇都隆史君。

進等であります。詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○宇都隆史君登壇、拍手)

○宇都隆史君 ただいま議題となりましたパリ協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、平成二十七年十二月にパリで開催された気候変動枠組条約の第二十一回締約国会議において採択されたものであり、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、温室効果ガスの削減に係る取組、その実効性を確保するための措置等について定めるものであります。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

議員	議員	議員	議員
高木かおり君	杉 久武君	伊達忠一君	伊達忠一君
矢倉克夫君	井原巧君	郡司彰君	郡司彰君
片山大介君	三浦信祐君	高瀬弘美君	高瀬弘美君
里見隆治君	自見はなこ君	苗子君	苗子君
石井 苗子君	伊藤孝江君	佐藤啓君	佐藤啓君
高瀬弘美君	熊野正士君	清水貴之君	清水貴之君
里見隆治君	藤巻健史君	佐々木さやか君	佐々木さやか君
片山大介君	宮崎勝君	河野義博君	河野義博君
三浦信祐君	大沼みづほ君	大作君	大作君
自見はなこ君	儀間光男君	均君	均君
苗子君	竹谷とし子君	秋野公造君	秋野公造君
佐藤啓君	新妻秀規君	若松謙維君	若松謙維君
伊藤孝江君	浅田均君	北村経夫君	北村経夫君
藤巻健史君	河野義博君	東徹君	東徹君
宮崎勝君	大沼みづほ君	長沢広明君	長沢広明君
大沼みづほ君	儀間光男君	横山信一君	横山信一君
佐々木さやか君	竹谷とし子君	野上浩太郎君	野上浩太郎君
佐々木さやか君	新妻秀規君	石川博君	石川博君
河野義博君	浅田房江君	森井邦彦君	森井邦彦君
大沼みづほ君	東徹君	浜田昌良君	浜田昌良君
儀間光男君	長沢広明君	谷合正明君	谷合正明君
竹谷とし子君	横山信一君	山口那津男君	山口那津男君
新妻秀規君	野上浩太郎君	丸川珠代君	丸川珠代君
浅田房江君	石川博君	島田三郎君	島田三郎君
東徹君	森井邦彦君	豊田俊郎君	豊田俊郎君
長沢広明君	浜田昌良君	大野泰正君	大野泰正君
横山信一君	谷合正明君	西田寒仁君	西田寒仁君
野上浩太郎君	山口那津男君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君
石川博君	丸川珠代君	大野泰正君	大野泰正君
森井邦彦君	島田三郎君	滝沢求君	滝沢求君
浜田昌良君	西田寒仁君	馬場成志君	馬場成志君

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会









平成二十八年十月二十八日 参議院会議録第七卷  
自国が定める開発の優先順位に基づく労働力の  
公正な移動並びに適切な仕事及び質の高い雇用の  
創出が必要不可欠であることを考慮し、

号 パリ協定の締結について承認を求めるの件  
て、先進諸国が率先することにより、重要な役  
割を果たすことを認め、  
次のとおり協定した。

第一条

(a) 「条約」とは、一千九百九十二年五月九日この協定の適用上、条約第一条の定義を適用する。さらに、

二〇一九年九月に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」をいう。

(b) 「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいふ。

(c) 「締約国」とは、この協定の締約者をいう。

条約に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保全し、及び適当な場合には強化することの重要性を認め、

気候変動に対処するための行動をとる際に、全ての生態系(海洋を含む)の本来のままの状態における保全及び生物の多様性の保全(「母なる地球」として一部の文化によって認められるもの)を確保することの重要性に留意し、並びに「気候の正義」の概念の一部の者にとっての重要性に留意し、

この協定において取り扱う事項に関するあらゆる段階における教育、訓練、啓発、公衆の参加、情報の公開及び協力の重要性を確認し、  
締約国それぞれの国内法令に従い全ての段階の政府及び種々の関係者が気候変動への対処に従事することの重要性を認め、

また、持続可能な生活様式並びに消費及び生産の持続可能な態様が、気候変動への対処において

せること

(c) 温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靭である発展に向けた方針

に取り組むことを目的とする。  
2 各締約国は、自國が達成する意図を有する累  
次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び

維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目内を達成するところ、又は、受取る国内措置を

目的を達成するため、純利に関する国内措置を遂行する。

3 各締約国による累次の国が決定する貢献につ  
いては、各締約国による二つの直前の国々を三

しては、各総統によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる

る事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国

のできる限り高い野心を反映するものとなる。

4 先進締約国は、経済全体における排出の絶対量での削減目標に取り組むことによって、引き

続き先頭に立つべきである。開発途上締約国は、自國の緩和と関する努力を引き続き強化す

べきであり、各国の異なる事情に照らして経済

全体における排出の削減目標又は抑制目標に向  
けて時間とともに移行していくことが奨励され

開卷余上帝約國二時

開発途上経済に対する開発途上経済に対する強化された支援がその行動を一層野心

的なものにすることを可能にするとの認識の下で、この条の規定を実施するための支援を第九

条から第十一条までの規定に従つて提供する。

6 後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国は、温室効果ガスについて低排出型の発展のた

めの戦略、計画及び行動であつて、自國の特別

官 報 (号 外)

な事情を反映するものを作成し、及び通報することができる。	7 締約国の適応に関する行動又は経済の多角化に関する計画により副次的に生ずる緩和についての利益は、この条の規定に基づく緩和の成果に寄与することができる。
8 全ての締約国は、国が決定する貢献の通報に際し、締約国会議第二十一回会合における決定第一号(第二十一回会合)及びこの協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議における関連の決定に従い、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を提供する。	9 各締約国は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号(第二十一回会合)及びこの協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議における関連の決定に従い、国が決定する貢献を五年ごとに通報する。第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討の結果については、各締約国に対し、情報が提供される。
10 この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、国が決定する貢献に係る共通の期間について検討する。	11 締約国は、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、既存の国が決定する貢献について、その野心の水準を高めるためにいつでも調整することができる。
12 締約国が通報する国が決定する貢献については、事務局が管理する公的な登録簿に記録す	13 締約国は、国が決定する貢献の計算を行う。締約国は、国が決定する貢献に関し、人為的な排出量及び除去量の計算を行うに際しては、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上の回避を確保する。
14 締約国は、国が決定する貢献の文脈においては、13の規定に照らし、人為的な排出及び除去に係る緩和に関する行動を確認し、及び実施する際に、適当なときは、条約に基づく既存の方法及び指針を考慮に入れるべきである。	15 締約国は、この協定の実施に際し、対応措置により最も影響を受ける経済を有する締約国(特に開発途上締約国)の懸念を考慮に入れる。
16 2の規定の下で共同して行動することについて合意に達した締約国(地域的な経済統合のための機関及びその構成国を含む)は、国が決定する貢献を通報する際に、事務局に対し、当該合意の条件(各締約国に割り当てられた該当する期間内の排出量の水準を含む)を通報する。	17 16に規定する合意に達した各締約国は、13及び14の規定並びに第十三条及び第十五条の規定に従い、当該合意に定める自国の排出量の水準について責任を負う。
18 共同して行動する締約国がこの協定の締約国について責任を負う。	18 締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力をを行うことを選択することを認識する。
第五条	
1 締約国は、条約第四条1(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫(森林を含む)を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。	1 締約国は、国際的に移転される緩和の成果を果たす締約国会議が採択する指針に適合する確固とした計算方法(特に二重の計上の回避を確保するためのもの)を適用する。
2 締約国は、開発途上国における森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減に関連する活動並びに開発途上国における森林の保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な奨励措置について並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一體的な取組等の代替的な政策上の取組についての既存の枠組みであつて、条約に基づいて既に合意された関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に	2 締約国は、国が決定する貢献を達成するための国際的に移転される緩和の成果のこの協定に基づく利用については、任意によるものとし、参加する締約国が承認する。
3 温室効果ガスの排出に係る緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援する制度を、締約国が任意で利用するため、この協定により、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指針の下で設立する。当該制度は、この協定の締約国との会合としての役割を果	4 温室効果ガスの排出に係る緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援する制度を、締約国が任意で利用するため、この協定により、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指針の下で設立する。当該制度は、この協定の締約国との会合としての役割を果

## 8 締約国は、パリ協定の締結について承認を求めるの件

たす締約国会議が指定する機関の監督を受けるものとし、次のことを目的とする。

- (a) 持続可能な開発を促しつつ、温室効果ガスの排出に係る緩和を促進すること。

(b) 締約国により承認された公的機関及び民間団体が温室効果ガスの排出に係る緩和に参加することを奨励し、及び促進すること。

- (c) 受入締約国(他の締約国が国が決定する貢献を履行するために用いることができる排出削減量を生ずる緩和に関する活動により利益を得ることとなるもの)における排出量の水準の削減に貢献すること。

(d) 世界全体の排出における総体的な緩和を行なうこと。

- (e) 受入締約国は、4に規定する制度から生ずる排出削減量について、他の締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いる場合には、当該受入締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いてはならない。

6 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、4に規定する制度に基づく活動からの収益の一部が、運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を著しく受けやすい開発途上締約国の適応に係る費用の負担を支援するために用いられることを確保する。

- (f) この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、4に規定する制度に関する規則、方法及び手続を採択する。

## 8 締約国は、文脈において、調整が図られかつ効果的な方法(適切な場合には、特に、緩和、適応、資金、技術移転及び能力の開発によるものを含む。)により締約国による国が決定する貢献の実施に資するための総合的及び全体的であり、並びに均衡のとれた非市場の取組であつて、締約国に利用可能なものの重要性を認める。この取組は、技術移転及び能力の開発によるものを含む。)に次のこととを目的とする。

(a) 緩和及び適応に関する野心の向上を促すこと。

(b) 公的部門及び民間部門が国が決定する貢献の実施に参加することを促進すること。

(c) 手段及び関連の制度的な措置に関する調整のための機会を与えること。

- (d) 8に規定する非市場の取組を促進するため、この協定により、持続可能な開発のための非市場の取組に関する枠組みを定める。

9 8に規定する非市場の取組を促進するため、この協定により、持続可能な開発のための非市場の取組に関する枠組みを定める。

4 締約国は、現時点における適応の必要性が顕著であること及び一層高い水準の緩和が適応に関する追加的な努力の必要性を低減し得ることを認識し、並びに一層高い適応の必要性が一層高い適応に係る費用を伴う得ることを認識する。

- (a) 関連の情報及び知識の統合並びに締約国に対する技術的な支援及び指針の提供を支援するための制度的な措置(条約に基づく措置であつて、この協定のためにその役割を果たすものと含む。)を共有すること。

(b) 関連の情報及び知識の統合並びに締約国に対する技術的な支援及び指針の提供を支援するための制度的な措置(条約に基づく措置であつて、この協定のためにその役割を果たすものと含む。)を強化すること。

- (c) 気候サービスに情報を提供し、及び意思決定を支援するような方法で、気候に関する科学上の知識(研究、気候系の組織的観測及び早期警戒体制を含む。)を拡充すること。

5 締約国は、適応に関する行動について、影響を受けやすい集団、地域、社会及び生態系を考慮に入れた上で、各國主導であり、ジエンダードに配慮した、参加型であり、及び十分に透明性のある取組によるものとすべきであること並びに適宜適応を関連の社会経済及び環境に関する政策及び行動に組み入れるため、利用可能な最良の科学並びに適切な場合には伝統的な知識、先住民の知識及び現地の知識の体系に基づき、並びにこれらを指針とするものとすべきであることを確認する。

- (d) 開発途上締約国が、奨励される良い事例に適合するような方法で、適応に関する効果的な事例、適応のニーズ、優先事項、適応に関する行動及び努力のために提供され、及び受領される支援並びに課題及び隔たりを特定することができるよう支援すること。

(e) 適応に関する行動の有効性及び持続性向上させること。

- (f) 國際連合の専門機関は、5の規定を考慮しつつ、締約国が7に規定する行動を実施するために行う努力を支援することが奨励される。

## 7 締約国は、入ることの重要性を認める。

7 締約国は、カントン適応枠組みを考慮に入れつつ、適応に関する行動の強化についての協力(次のこととに関するものを含む。)を拡充すべきである。

## 8 締約国は、適応に関する努力に対する支援及び適応に関する努力についての国際協力の重要性並びに開発途上締約国(特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいものの)のニーズを考慮する。

- (g) 各締約国は、適切な場合には、適応に関する

計画の作成の過程及び行動の実施(関連の計画、政策又は貢献の作成又は強化を含み、及び次の事項を含むことができる)に関与する。
(a) 適応に関する行動(取組又は努力の実施
(b) 自国が適応に関する計画を立案し、及び実施する過程
(c) 自国が決定する優先的な行動を立案するために行う気候変動の影響及び気候変動に対するぜい弱性の評価(影響を受けやすい人々、場所及び生態系を入れたもの)
(d) 適応に関する計画、政策、プログラム及び行動についてのモニタリング及び評価並びにこれらからの学習
(e) 社会経済システム及び生態系の強靭性の構築(経済の多角化及び天然資源の持続可能な管理によるものを含む。)
10 各締約国は、適当な場合には、開発途上締約国に追加の負担を生じさせることなく、適応に関する情報(自国の優先事項、実施及び支援の必要性、計画並びに行動に関するものを含むことができる。)を定期的に提出し、及び更新すべきである。
11 10に規定する適応に関する情報については、適切な場合には、他の情報若しくは文書(自国の適応に関する計画、第四条2に規定する国が決定する貢献又は自国の情報を含む。)の構成要素として又はこれらと併せて、定期的に提出し、及び更新する。
12 10に規定する適応に関する情報については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。
13 開発途上締約国に対しては、7及び9から11までの規定を実施するための継続的であり、及び強化された国際的な支援を第九条から第十二条までの規定に従つて提供する。
14 第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討においては、特に、次のことを行う。
(a) 開発途上締約国の適応に関する努力を確認すること。
(b) 10に規定する適応に関する情報を考慮しつつ、適応に関する行動の実施を促進すること。
(c) 適応及び適応のために提供された支援の妥当性及び有効性を検討すること。
(d) 1に規定する適応に関する世界全体の目標の達成に向けた全体としての進捗状況を検討すること。
第八条
1 締約国は、気候変動の悪影響(気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。)に伴う損失及び損害を回避し、及び最小限にし、並びにこれらに対処することの重要性を認め、並びに損失及び損害の危険性を減少させる上での持続可能な開発の役割を認識する。
2 気候変動の影響に伴う損失及び損害に関する「ワルシャワ国際制度」(以下「ワルシャワ国際制度」という。)は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導に従うものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところにより、開発途上締約国の一環としての役割を果
3 締約国は、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に關し、協力及び促進に基づき、適當な場合には、例えばワルシャワ国際制度を通じ、理解を増進し、並びに行動及び支援を強化すべきである。
4 3に規定する理解の増進並びに行動及び支援の強化のための協力及び促進の分野には、次のものを含むことができる。
(a) 早期警戒体制
(b) 緊急事態のための準備
(c) 緩やかに進行する事象
(d) 回復不可能及び半永久的な損失及び損害を伴い得る事象
(e) 包括的なリスクの評価及び管理
(f) リスクに對処する保険の制度、気候リスクの共同管理その他保険による解決
(g) 経済外の損失
5 ワルシャワ国際制度は、この協定の下にある既存の機関及び専門家団体並びにこの協定の外にある関連の機関及び専門家団体と協力する。
第九条
1 先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。
2 1に規定する支援について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが奨励される。
6 第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討においては、気候に関する資金に關する努力についての先進締約国又はこの協定の機関が提供する関連の情報を考える。
7 先進締約国は、第十三条13に定めるところによりこの協定の締約国の会合としての役割を果

たす締約国会議が第一回会合において採抲する方法、手続及び指針に従い、開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報報を二年ごとに提供する。他の締約国は、同様に当該情報报を提供することが奨励される。

。条約の資金供与の制度（運営組織を含む。）は、この協定の資金供与の制度としての役割を果たす。

約の資金供与の制度の運営組織を含む。)は、開発途上締約国(特に後発開発途上国及び開発途上有ある島嶼国)の気候に関する戦略及び計画の文脈において、簡素化された承認の手続及び受入準備のための強化された支援により、当該開発途上締約国ため資金を効率的に利用する機会を確保することを目的とする。

開拓途一級結晶のため資金を募り、自らは利潤を放棄する。  
機会を確保することを目的とする。

締約国は、気候変動に対する強韌性<sup>じゆうせい</sup>を向上させ、及び温室効果ガスの排出を削減するために技術開発及び技術移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する。

締約国は、この協定に基づく緩和及び適応に関する行動を実施するための技術的重要性に留意しつつ、技術の導入及び普及に関して既に行われている努力を認識して、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。  
。 条約に基づいて設立された技術に関する制度は、この協定のためにその役割を果たす。

4 1に規定する長期的な展望の達成に向け、この協定の実施を支援するため、技術開発及び技術移転に関する強化された行動を促進し、及び円滑化するに当たり、この協定により、技術に関する制度における活動に包括的な指針を与える技術に関する枠組みを設定する。

5 イノベーションを加速し、奨励し、及び可能にすることは、気候変動に対する効果的及び長期的な世界全体での対応並びに経済成長及び持続可能な開発の促進のために不可欠である。このような努力に対しても、適当な場合には、研究及び開発に関する協調的な取組のため並びに開発途上締約国が特に技術の周期の初期の段階において技術を利用する機会を得やすくなるため、支援(技術に関する制度による支援及び条約の資金供与の制度による資金上の手段を通じた支援を含む。)を行う。

6 開発途上締約国に対する、緩和のための支援と適応のための支援との間の均衡を達成することを目指し、この条の規定の実施(技術の周期の種々の段階における技術開発及び技術移転に関する協力的な行動の強化を含む。)のための支援(資金上の支援を含む。)を提供する。第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討においては、開発途上締約国に対する技術開発及び技術移転のための支援に関する努力についての入手可能な情報を考える。

応及び緩和に関する行動を実施するためのもの（これを含む。）をとるため、開発途上締約国、特に最も能力に制約がある国（例えば、後発開発途上国）及び気候変動の悪影響を著しく受けやすい国（例えば、開発途上にある島嶼国<sup>レシピ</sup>）の能力を向上させるものとすべきであり、並びに技術開発

発、技術の普及及び導入、気候に関する資金を利用する機会、教育、訓練及び啓発における関連の側面並びに透明性のある方法による適時のかつ正確な情報の通報を容易にするものとすべ

2 能力の開発については、各国主導であり、各  
締約国の一ニーズに基づきかつ対応し、及び締約  
国、特に開発途上締約国の当事者意識(国、地  
域)を尊重する。  
きである。

方及び地区の段階におけるものを含む。)を育成するものとすべきである。能力の開発については、得られた教訓(条約に基づく能力の開発に関する活動から得られたものを含む。)を指針とすべきであり、並びに効果的及び反復的な過程

3 さて、この協定を実施するための開発途上締約国は、開発途上締約国に配慮したものとすべきである。

4 この協定を実施するための開発途上締約国において能力の開発に関する行動に対する支援を強化すべきである。

能力の向上(地域的な取組並びに二国間及び多  
数国間の取組によるものを含む。)に取り組む全て  
の締約国は、その取組における能力の開発に

5 能力の開発に関する活動は、この協定の実施に関する行動又は措置について定期的に通報する。開発途上締約国は、この協定を実施するための能力の開発に関する計画、政策、行動又は措置の実施に関する進捗状況を定期的に通報すべきである。

を支援するための適當な制度的な措置（条約に基づいて設けられた適當な制度的な措置であつて、この協定のためにその役割を果たすものを含む。）により促進する。この協定の締約国の会

合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、能力の開発のための最初の制度的な措置に関する決定について検討し、採択する。

締約国は、気候変動に関する教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開を強化するための措置のこの協定に基づく行動の強化における重要性を認識しつつ、適当な場合には、当該措置をと

ることについて協力する。  
第十三条

2 透明性の枠組みにおいては、開発途上締約国が自国の能力に照らしてこの条の規定の実施について柔軟性を必要とする場合には、当該開発

官報 (号外)

<p>途上締約国に対し、当該柔軟性を与える。13に規定する方法、手続及び指針には、当該柔軟性を反映する。</p> <p>3 透明性の枠組みについては、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国の特別な事情についての認識の下で、条約に基づく透明性に関する措置に立脚し、及び当該措置を強化するものとし、各締約国の主権を尊重しつつ、促進的であり、干渉的でなく、及び懲罰的でない方法で実施し、並びに締約国に対して過度の負担を生じさせることを回避する。</p> <p>4 条約に基づく透明性に関する措置（各締約国による自国の情報、二年ごとの報告書及び二年ごとに更新される報告書、国際的な評価及び検討並びに国際的な協議及び分析を含む。）は、13の規定に基づく方法、手続及び指針を作成するために活用する経験の一部を構成する。</p> <p>5 行動に関する透明性の枠組みの目的は、次条の規定に基づく世界全体としての実施状況の検討に情報を提供するため、条約第二条に規定する条約の目的に照らして、気候変動に対処するための行動についての明確な理解（締約国による第四条の規定に基づく個別の国が決定する貢献及び締約国による第七条の規定に基づく適応に関する行動（良い事例、優先事項、ニーズ及び隔たりを含む。）の達成に向けての明確性の確保及び進捗状況の追跡を含む。）を提供することである。</p> <p>6 支援に関する透明性の枠組みの目的は、次条の規定に基づく世界全体としての実施状況の検討に情報提供するため、</p>	<p>討に情報を提供するため、第四条、第七条及び第九条から第十二条までの規定に基づく気候変動に対する行動の文脈において個別の関連の締約国によって行動の支援について明確性を与え、並びに可能な範囲で、提供された資金上の支援の合計について十分な概要を提供することである。</p> <p>7 各締約国は、定期的に次の情報を提供する。</p> <p>(a) 温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書であって、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が合意する良い事例に基づく方法を用いて作成されたものとし、各締約国は、更に、適切な場合には、第七条の規定に基づく技術専門家による検討に必要な情報</p>
<p>8 各締約国は、更に、適切な場合には、第七条の規定に基づく気候変動の影響及び適応に関する情報を提供すべきである。</p> <p>9 先進締約国は、第九条から第十二条までの規定に基づいて開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供する。また、支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。</p> <p>10 開発途上締約国は、資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援で、</p>	<p>討に情報を提供するため、第四条、第七条及び第九条から第十二条までの規定に基づく気候変動に対する行動の文脈において個別の関連の締約国によって行動の支援について明確性を与え、並びに可能な範囲で、提供された資金上の支援の合計について十分な概要を提供することである。</p> <p>7 各締約国は、定期的に次の情報を提供する。</p> <p>(a) 温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書であって、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が合意する良い事例に基づく方法を用いて作成されたものとし、各締約国は、更に、適切な場合には、第七条の規定に基づく技術専門家による検討に必要な情報</p>
<p>11 各締約国が7及び9の規定に基づいて提供する情報は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）に従い技術専門家による検討を受ける。能力の開発に関する二一</p> <p>12 この12の規定に基づく技術専門家による検討については、該当する場合には締約国が提供する支援に関する検討並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する検討によつて構成する。また、当該技術専門家による検討については、2の規定に基づいて当該締約国に与えられる柔軟性を考慮しつつ、当該締約国が改善すべき分野を特定するものとし、7及び9の規定に基づいて提供する情報と13に規定する方法、手続及び指針との整合性に関する検討を含む。当該技術専門家による検討においては、各開発途上締約国的能力及び事情に特別の注意を払う。</p> <p>13 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、適切な場合には、条約に基づく透明性に関する措置から得られた経験に立脚しつつ、この条の規定を十分に考慮して、行動及び支援の透明性のため</p>	<p>いて必要とし、及び受領したものについての情報を提供すべきである。</p> <p>11 各締約国が7及び9の規定に基づいて提供する情報は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）に従い技術専門家による検討を受ける。能力の開発に関する二一</p> <p>12 この12の規定に基づく技術専門家による検討については、該当する場合には締約国が提供する支援に関する検討並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する検討によつて構成する。また、当該技術専門家による検討については、2の規定に基づいて当該締約国に与えられる柔軟性を考慮しつつ、当該締約国が改善すべき分野を特定するものとし、7及び9の規定に基づいて提供する情報と13に規定する方法、手続及び指針との整合性に関する検討を含む。当該技術専門家による検討においては、各開発途上締約国的能力及び事情に特別の注意を払う。</p> <p>13 この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、適切な場合には、条約に基づく透明性に関する措置から得られた経験に立脚しつつ、この条の規定を十分に考慮して、行動及び支援の透明性のため</p>

るに当たり、締約国に対し、情報が提供され  
る。

第十五条

- るに当たり、締約国に対し、情報が提供され  
る。

### 第十五条

1 この協定により、この協定の規定の実施及び遵守を促進するための制度を設立する。

2 1に規定する制度は、専門家により構成され、かつ、促進的な性格を有する委員会であつて、透明性があり、敵対的でなく、及び懲罰的でない方法によつて機能するものから成る。当該委員会は、各締約国的能力及び事情に特別の注意を払う。

3 2に規定する委員会は、この協定の締約国のかつての役割を果たす締約国会議が第一次会合としての役割を果たす締約国会議が第一次会合において採択する方法及び手続に従つて運営し、並びにこの協定の締約国のかつての役割を果たす締約国会議に対し毎年報告を行う。

### 第十六条

1 条約の最高機関である締約国会議は、この協定の締約国のかつての役割を果たす。

2 条約の締約国であつてこの協定の締約国でないものは、この協定の締約国のかつての役割を果たす締約国会議のかつての審議にオブザーバーとして参加することができる。締約国会議がこの協定の締約国のかつての役割を果たす場合には、この協定に基づく決定は、この協定の締約国のみによつて行われる。

3 締約国会議がこの協定の締約国のかつての役割を果たす場合には、締約国会議の議長団の構成員であつてその時点での協定の締約国

パリ協定の締結について承認を求めるの件

の会合としての役割を果たす締約国会議が必要だと認めるとき、又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において、事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときを開催する。

第十八条

- 8 国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこれらの国際機関の加盟国又はオブザーバーであつて条約の締約国でないものは、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この協定の対象とされている事項について認められた団体又は機関(国内若しくは国際の又は政府若しくは民間のもの)のいざれであるかを問わない)であつて、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーとして出席することを認められる。オブザーバーの出席については、5に規定する手続規則に従う。

1 第十七条

2 条約第八条の規定によつて設置された事務局は、この協定の事務局としての役割を果たす。事務局の任務に関する条約第八条2の規定及び事務局の任務の遂行のための措置に関する条約第八条3の規定は、この協定について準用する。さらに、事務局は、この協定に基づき及びこの協定の締約国の会合としての役割を果たす。

締約国会議によつて課される任務を遂行する。

第十九条

- 1 締約国会議によつて課される任務を遂行する。

第十八条

1 締約第九条及び第十条の規定によつて設置された科学上及び技術上の助言に關する補助機関並びに実施に關する補助機関は、それぞれこの協定の科学上及び技術上の助言に關する補助機関並びに実施に關する補助機関としての役割を果たす。これらの二の機関の任務の遂行に關する条約の規定は、この協定について準用する。この協定の科学上及び技術上の助言に關する補助機関並びに実施に關する補助機関は、それぞれ条約の科学上及び技術上の助言に關する補助機関並びに実施に關する補助機関の会合と併せて開催する。

2 条約の締約国であつてこの協定の締約国でないものは、補助機関の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる。補助機関がこの協定の補助機関としての役割を果たす場合には、この協定に基づく決定は、この協定の締約国のみによつて行われる。

3 条約第九条及び第十条の規定によつて設置された補助機関がこの協定に關係する事項に關して任務を遂行する場合には、補助機関の議長或の構成員であつてその時点でのこの協定の締約国でない条約の締約国を代表するものは、この協定の締約国により及びこの協定の締約国の中から選出される追加的な構成員に交代する。

第十九条

官報 (号外)

定する補助機関又は他の制度的な措置以外のものは、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づき、この協定のためにその役割を果たす。この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、当該補助機関又は措置によつて遂行される任務を特定する。

2 この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、1に規定する補助機関又は制度的な措置に対し、追加的な指針を与えることができる。

第一条 第二十条

1 この協定は、条約の締約国である国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放されるものとし、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。この協定は、二千六六年四月二十二日から二千十七年四月二十一日まで「ニューヨークにある国際連合本部において、署名のために開放しておく。その後は、この協定は、この協定の署名のための期間の終了の日の翌日から加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この協定は、この協定の締約国との会合としての役割を果たす締約国会議は、1に規定する補助機関又は制度的な措置に対し、追加的な指針を与えることができる。

第二十一条 第二十二条

1 この協定は、五十五以上の条約の締約国であつて、世界全体の温室効果ガスの総排出量のうち推計で少なくとも五十五パーセントを占める温室効果ガスを排出するものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 専ら1の規定を適用する限りにおいて、「世界全体の温室効果ガスの総排出量」とは、条約の締約国がこの協定の採択の日以前の日に通報した最新の量をいう。

第三十三条 第二十三条

1 条約の附属書の採択及び改正に関する条約第十六条の規定は、この協定について準用する。

2 この協定の附属書は、この協定の不可分割の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段の明示の定めがない限り、附屬書を含めていうものとする。附屬書は、表、書式その他科学的、技術的、手続的又は事務的な性格を有する説明的な文書に限定される。

第二十四条 紛争の解決に関する条約第十四条の規定は、この協定について準用する。

第三十五条 第二十四条

1 各締約国は、2に規定する場合を除くほか、1の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この協定の締約国であるその構成国の数と同数の票を投げる権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合に

は、投票権を行使してはならない。その逆の場合は、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十六条 第二十七条

国際連合事務総長は、この協定の寄託者とする文書は、1の規定の適用上、その構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十七条 第二十八条

この協定には、いかなる留保も付することができない。

第三十条 第二十九条

1 締約国は、この協定が自国について効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。

2 1に規定する脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3 条約から脱退する締約国は、この協定からも脱退したものとみなす。

第三十一条 第三十一条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

第三十二条

以上に証拠として、下名は、正當に委任を受け、この協定に署名した。

平成二十八年十月二十八日

參議院會議錄第七號

投票者氏名

二四

(号)外 報

東京大学の研究不正の調査のあり方にに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十月十二日

櫻井 充

参議院議長 伊達 忠一殿

東京大学の研究不正の調査のあり方にに関する質問主意書

平成二十八年八月、東京大学の医学部と分子細胞生物学研究所に所属する教授六人がそれぞれ発表した計二十二本の論文データについて、不自然な点が多数あるとする匿名の告発があり、同年九月、東京大学は研究不正の有無について本格的な調査をはじめたと報道されている。また、同年八月には、東京大学循環器内科の教授が、いわゆる一連のデイオバン事件の臨床研究論文に関して撤回に追い込まれたことが報道されている。

東京大学は日本における最も権威ある大学であり、その医学部で発生した研究不正の調査を適正に行わなければ、日本の科学・医学そのものに対する信頼を失う事態に陥ると考える。

研究不正とその調査のあり方に対する社会の目は非常に厳しく、過去には、理化学研究所が小保方氏によるSTAP細胞の問題において、問題を矮小化し、厳しい調査を避け続けたことで、組織の構造的な欠陥を指摘され、CDBの再編につながつた。

しかし、これまでの東京大学の対応を見ると、調査委員会の委員の選考や研究不正の調査を実施する範囲について、不十分であると考える。

そこで、以下の通り質問する。

一 東京大学では、今回告発のあった二十二本の論文について本調査を進めるとしているが、告発されていない論文についての調査は実施しないとしている。さらに、二十二本の論文のなかでも、疑義が指摘されたデータに限つて調査を行ふべきとする意見もあると言られている。

しかし、過去に東京大学が調査を行つた同大分子細胞生物学研究所の研究不正においては、同研究所が発表した百六十五本の論文すべてを調査した結果、告発された二十四本の論文を上回る、三十三本の論文で不正が見つかったとされている。

このような前例があることから、今回の研究不正の調査において正確な結論を得るためには、疑義が指摘された論文の全データに加え、

該当の研究者の過去の論文すべてを調査すべきだと考えるが、いかがか。政府の見解を示されたい。

二 東京大学では現在、調査委員会の委員の選考を行つているが、早急に調査結果を出すため

に、委員は東京近郊の研究者に限るという方針

が示されている。しかし、東京近郊には東京大

学医学部の関連病院が多く、実質的に内輪の調査と変わらない状況になりかねない。文部科学省は調査結果の信頼性を高めるためにも、大阪

響が少ない地域の研究者を委員に加えるよう指導すべきだと考えるが、いかがか。

三 国民に対する説明責任を果たし、内部の学生や研究者の不安に答えるとともに、被告発者の名前を回復(不正が否定されたらいち早く発表)するためにも、東京大学は調査の進捗について中間報告を行うべきだと考えるが、いかがか。政府の見解を示されたい。また、文部科学省は東京大学に対し、そのような指導を行うつもりはあるかどうか明らかにされたい。

四 文部科学省には、度重なる研究不正をうけて研究公正推進室が作られたが、研究公正推進室が作られる以前と比較してなにがどう変わったのか、根拠とともに示されたい。

五 今回の調査で、東京大学の研究不正はすべて明らかになると考えるか、政府の見解を示されたい。また、研究不正がすべて明らかにならない場合、文部科学省の責任が問われると思うが、いかがか。

六 一般的に、研究不正の調査において、被告発者と利害関係にある人物は調査委員会に入れるべきではないと考えるが、いかがか。

七 一般的に、研究不正の調査委員会の委員や調査の内容は明らかにされるべきであると考えるが、いかがか。

八 東京大学における研究不正の調査のあり方をめぐつては、今回告発対象となつてゐる六名の教授のうち二名について、過去の研究不正の調査にも問題があるという指摘がある。

二名のうちの一人、糖尿病・代謝内科の教授

による過去の研究不正の調査については、大学側の予備調査で、問題なしと結論付けられてゐる。しかし、調査委員の名前や調査の内容は全く明らかにされていない。また、調査の責任者は被告発者である同教授と親しい医学部の研究者が務めたと言われている。このよな、透明性に欠いた内輪の委員のみで調査を終えてしまつたことは問題であり、文部科学省が研究不正の調査に対する指導を行うべきであつたと考へるが、いかがか。

一方、循環器内科の教授による過去の研究不正の調査については、調査委員会に、疑義を指摘された論文を掲載した雑誌の編集担当者が入つてゐる。被告発者の利害関係者とみなすべき人物は研究不正の調査委員会から外すべきだと考えるが、いかがか。政府の見解を示されたい。また、同教授は本年八月に自らが実施した臨床研究(VART研究)の主論文の撤回に追い込まれた。既に同教授の前職場の千葉大学が「本研究は臨床研究の基本的なルールから逸脱したものである」と断定する調査報告書を出しているにも関わらず、同教授は撤回の理由を「honest error」と強弁している。このVART研究問題は、今国会で審議される臨床研究法案(iわゆるデイオバン法案)の立案に至つた中心的な事件であるが、東京大学では十分な調査が行われていない。デイオバン事件に関係した他大学が行つたように、東京大学は学内メンバーに加えて第三者を含むコンプライアンス委員会を設置して真相解明を図ることともに、責任者の

適切な処分を行つべきと考えるが、いかがか。政府の見解を示されたい。また、厚生労働省は、このVART研究問題に関してどのような指導を東京大学に行つたか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員櫻井充君提出東京大学の研究不正の調査のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出東京大学の研究不正の調査のあり方に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五から八までについて

御指摘の「糖尿病・代謝内科の教授による過去の研究不正の調査」、「循環器内科の教授による過去の研究不正の調査」及びVART研究「問題」に対する東京大学による「調査」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、これらとの「調査」に関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、大学等の研究機関における研究活動の不正については、平成十八年二月二十八日に総合科学技術会議（当時）が決定した「研究上の不正に関する適切な対応について」において、「関係府省等における対応」として、「国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになつた場合の研究費の取り扱いについて、あらかじめ明確にする。また、研究費の配分先となる組織に対し、研究上の不正に関する規定の策定及び不正の防止に向けた対応を求める」とされている。文部科学省としては、同省の予算の配分又は措置により行われる研究活動（以下「研究活動」という。）における不正行為に対する対応に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成二十六年八月二十六日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）において、その基本的な考え方や研究機関（所属する研究者が研究活動を行つている機関をいう。以下同じ。）による特定不正行為（故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによる、投稿論文など発表された研究結果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。以下同じ。）に対する調査等について定めている。具体的には、研究活動における不正行為に対する対応については、「まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニケーション、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない」とし、特定不正行為の告発に係る事案の調査を行う研究機関が設置する調査委員会については、「全ての調査の対象とすべき「過去の論文」の範囲の決定を含め、同大学が設置する調査委員会において、ガイドライン等に基づき適切に行われる調査を含め、同大学が設置する「調査委員会の委員」やお尋ねの「研究不正の調査における調査委員会の調査委員の選定及びお尋ねの「研究不正の調査委員会の委員や調査内容」の公表については、同大学や調査を行う研究機関において、ガイドライン等に基づき適切な履行状況調査や研究倫理教育に関する定期的な履行状況調査や研究倫理教育に関するプログラムの開発推進等を実施している。

対象となる研究活動については、「告発された

ことは、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であつても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする」とし、調査の内容の公表については、「調査機関は、特定不正行為が行われたとの認定があつた場合は、速やかに調査結果を公表する」とするとともに、「公表する調査結果の内容（項目等）は、調査機関の定めるところによる」としているところである。

その上で、お尋ねの「今回告発のあつた二十二本の論文」に係る東京大学の「調査」については、調査の対象とすべき「過去の論文」の範囲の決定を含め、同大学が設置する調査委員会において、ガイドライン等に基づき適切に行われる調査委員会の委員」やお尋ねの「研究不正の調査における調査委員会の調査委員の選定及びお尋ねの「研究不正の調査委員会の委員や調査内容」の公表については、同大学や調査を行う研究機関において、ガイドライン等に基づき適切に行われる調査を含め、同大学の「中間報告」については、現段階では、同大学が設置した調査委員会において調査を開始した直後であることから、それを求めるか否かについての判断は困難である。

事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる」とし、調査の中間報告については、「調査機関が研究機関であるときは、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であつても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする」とし、調査の内容の公表については、「調査機関は、特定不正行為が行われたとの認定があつた場合は、速やかに調査結果を公表する」とするとともに、「公表する調査結果の内容（項目等）は、調査機関の定めるところによる」としているところである。

お尋ねの「研究公正推進室が作られる以前と比較してなにがどう変わったのか、根拠とともに示したい」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、平成二十七年四月に、文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）第四十九条第一項及び第四項の規定に基づき、科学技術に関する研究者に関する基本的な政策のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる研究公正推進室を設置し、新たに、同室において、研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するための定期的な履行状況調査や研究倫理教育に関するプログラムの開発推進等を実施している。

四について

お尋ねの「研究公正推進室が作られる以前としてのVART研究に関する「指導」は、同研究自体が同大学で行われていないことから、行つてはいない。

平成二十八年十月十三日

参議院議長 伊達忠一殿

伊波洋一

に該する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十月十三日

参議院議長 伊達忠一殿

伊波洋一

国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する質問主意書  
本年八月三日に私が提出した「国際人道法違反の宮古島への自衛隊配備に関する質問主意書」(第百九十一回国会質問第六号)に対する答弁書(内閣参質一九一第六号。以下「前回答弁書」という。)によつて、平成二十八年八月三日時点において、宮古島市が避難実施要領のパターンを作成していないことが明らかになつたことを踏まえ、以下更に質問する。

一 前回答弁書一についてでは、「平成二十二年五月及び平成二十七年十一月には、都道府県を通じて、市町村に対し避難実施要領のパターンを作成するよう通知を发出している」とあるが、現在、宮古島市のように同パターンを作成していない市町村名の一覧を示されたい。なおその中に、与那国町、石垣市、奄美市、東村が含まれているかどうかも重ねて示されたい。

二 宮古島市が避難実施要領のパターンを作成していないことについて、宮古島市の行政的な懈怠や力量不足、県や国の協力不足、あるいは、島嶼部に対する過大要求、即ち同パターン作成は市町村レベルではもともと困難であったといふことなど、同パターンの作成の障害となつている原因についての政府の認識を示されたい。

三 前回答弁書二についてで、「お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である」とされた「島外避難への備え」に関して、「宮古島市国民保護計画」(平成二十年三月宮古島市)三十三頁による、「島外避難における備え」として、「市は、住民の島

## 備えに関する質問主意書

外避難について、国内閣官房、国土交通省から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」(平成十七年十二月十九日閣副安危第四百九十八号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官事態法制企画担当)通知を踏まえ、以下更に質問する。

知、国政調第百六十九号国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】①島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段②想定される避難先までの輸送経路③島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制④島内にある港湾、空港等までの輸送体制など」とある。この①から④に關して、宮古島市が把握している情報の存否を確認した上、その内容を示されたい。

四 前回答弁書三についてでは、「避難実施要領は、武力攻撃事態等の認定前にあらかじめ策定されるものではないことから、「政府の評価」等をお示しすることは困難である」とあるが、武力攻撃事態等の認定後速やかに避難実施要領を策定するためには、事前に避難実施要領のパターンの作成を終えていなければならない。つまり、同パターンが存在しない限り避難実施要領の速やかな策定は困難である。政府は、同パ

ターンを作成していない現在の宮古島市が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に於ける具体的な宮古島陸自配備計画に関する質問について、宮古島市が避難実施要領のパターンを作成していないことが明らかになつたことで、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とした国民保護法との適合性確認は、有事の初動部隊が配備される宮古島市として必要と考へるか否か、政府の見解を示されたい。

五 前記四で示した宮古島市の国民保護法不適合状態は政府に責任があり、国際人道法(ジュネーヴ諸条約等)の国内実施を不確實にするとともに、国際人道法への不適合状態も招いている。政府自らの国際法違法評価を示されたい。六 宮古島市長は、今後、防衛省から提出される具体的な宮古島陸自配備計画に関する、関係法令への適合を確認した上で承認するとしているが、この関係法令の一つである、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とした国民保護法との適合性確認は、有事の初動部隊が配備される宮古島市として必要と考へるか否か、政府の見解を示されたい。

七 今後予定される宮古島陸自配備計画が関係法令に適合しているか確認する際には、国民保護法との適合性確認が不可欠である。このため、政府はどのように宮古島市を指導するのか、その手順を示されたい。

八 前記六において関係法令の一つとした国民保護法の第三条(國、地方公共団体等の責務)には、「國は、國民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、國民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら國民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は

関する法律(以下「國民保護法」という。)に適合しているとの判断なのか、政府の評価を示されたい。

九 前回答弁書において、宮古島市が避難実施要領のパターンを作成していないことが明らかになつたことで、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とした国民保護法の実効性は担保されないことが分かつた。一方、宮古島に対艦ミサイル等を重点配備するという防衛省平成二十一年度概算要求の事前情報が國際報道され直後、本年八月十五日の環球時報電子版は、武装した宮古島は中國軍の軍事目標となると報道している。國際法上、配備予定地も軍事目標となりうることから、宮古島市、石垣市、奄美市、与那国町などの陸自配備予定地も、國際法上の軍事目標となりうる。国際人道法の国内実施を確実にするため制定した国民保護法が機能していない現在、宮古島への陸自配備計画を一時撤回して宮古島に住む國民の生命と財産を守ることが緊急の課題と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。」とあるが、宮古島への陸自配備の際の関係法令との適合性確認は、前記の「國の責務」を速やかに果たすことなくして困難と考えるが、今後、この國の責務をどのように果たすのか、具体的な方策を示されたい。

平成二十八年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員伊波洋一君提出国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊波洋一君提出国際人道法違反が続く宮古島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

## について

平成二十八年四月一日時点において避難実施要領のパトーンを作成していないと政府が把握している市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、各都道府県ごとにそれぞれ次のとおりである。

北海道 札幌市、函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、夕張市、網走市、稚内市、美唄市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、千歳市、滝川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町及び新篠津村、松前郡松前町及び福島町、上磯郡知内町、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町及び森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、上ノ国町及び厚沢部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡二ツ町、真狩村、喜茂別町、京極町及び俱知安町、岩内郡共和町及び岩内町、古宇郡泊村及び神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木

町、余市町及び赤井川村、空知郡南幌町、奈井町、雨竜郡妹背牛町、夕張郡由仁町、樺戸郡浦臼町、上川郡鷹栖町、当麻町、愛別町及び東川町、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、中川郡音威子府村、雨竜郡幌加内町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町及び中頓別町、天塩郡音當町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町及び利尻富士町、天塩郡幌延町、網走郡美幌町及び津別町、斜里郡斜里町、清里町及び小清水町、常呂郡訓子府町、置戸町及び佐呂間町、紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町、網走郡大空町、虻田郡豊浦町、有珠郡壯瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡安平町及びむかわ町、沙流郡日高町及び平取町、新冠郡新冠町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、河東郡音更町、土幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町、厚岸郡厚岸町及び浜中町、川上郡標茶町及び弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町及び標津町並びに目梨郡羅臼町、青森県 黒石市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡平内町、今別町、蓬田村及び外ヶ浜町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡大鰐町及び田舎館村、北津軽郡板柳町、鶴田町及び中泊町、上北郡野辺地町、七戸町、六戸町、

横浜町、東北町、六ヶ所村及びおいらせ町、下北郡大間町、東通村、風間浦村及び佐井村並みに三戸郡五戸町、田子町、南部町及び新郷村、岩手県 宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、葛巻町及び岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、岩泉町及び普代村、九戸郡輕米町、野田村、九戸村及び洋野町並びに二戸郡一戸町、宮城県 塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町及び山元町、宮城郡松島町、七ヶ浜町及び利府町、黒川郡大和町、大郷町、富谷町(現富谷市)及び大衡村、加美郡色麻町及び加美町並びに遠田郡涌谷町及び美里町、秋田県 能代市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村、鶴岡市、寒河江市、尾花沢市、東村山郡中山町、西村山郡河北町及び朝日町、北村山郡大石田町、最上郡舟形町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町並びに東田川郡三川町、福島県 福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、

南相馬市、伊達市、伊達郡桑折町、国見町及び川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、南会津郡檜枝岐村、只見町及び南会津町、耶麻郡北塙原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町、河沼郡湯川村及び柳津町、大沼郡三島町、金山町及び昭和村、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、玉川村及び平田村、田村郡三春町、双葉郡広野町、楳葉町、川内村、大熊町、双葉町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯館村、茨城県 坂東市、桜川市、鉾田市及び東茨城郡茨城町、群馬県 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡榛東村及び吉岡町、多野郡上野村及び神流町、甘楽郡下仁田町及び南牧村、吾妻郡中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村及び東吾妻町、利根郡品村、昭和村及びみなかみ町、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、大泉町及び邑楽町、埼玉県 川越市、行田市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、久喜市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、毛呂山町及び越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町、秩父郡皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里

官報 (号外)

町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町	郡湯沢町、中魚沼郡津南町並びに岩船郡関川村及び栗島浦村
千葉県 銚子市、船橋市、館山市、野田市、佐倉市、東金市、習志野市、勝浦市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町及び芝山町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	市、中新川郡舟橋村及び立山町並びに下新川郡市、中新川郡舟橋村及び立山町並びに下新川郡市、中央市、南巨摩郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村
東京都 千代田区、中央区、新宿区、台东区、品川区、大田区、渋谷区、中野区、豊島区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、青梅市、昭島市、調布市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武藏村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡檜原村及び奥多摩町、大島町、利島村、新島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村並びに小笠原村	山梨県 富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、上野原市、甲州市、中央市、南巨摩郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡西桂町、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村
新潟県 鎌倉市、茅ヶ崎市、三浦市、伊勢原市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町及び二宮町、足柄上郡大井町、松田町、山北町及び開成町、足柄下郡箱根町、真鶴町及び湯河原町並びに愛甲郡愛川町及び清川村	長野県 小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、川上村、南相木村、北相木村、諏訪郡下諏訪町、上伊那郡辰野町、飯島町、南箕輪村及び宮田村、下伊那郡松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村及び泰阜村、木曾郡上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曾町、東筑摩郡麻績村、山形村、朝日村及び筑北村、北安曇郡池田町、松川村、白馬村及び小谷村、埴科郡坂町、上高井郡小布施町及び高山村、下高井郡山ノ内町及び木島平村、上水内郡信濃町及び飯綱町並びに下水内郡栄村
新潟県 三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、東蒲原郡阿賀町、南魚沼市、河津町、南伊豆町及び松崎町、田方郡函南町、	静岡県 浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、東大阪市、阪南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村
兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、加古川市、西脇市、	大阪府 大阪市、岸和田市、吹田市、貝塚市、守口市、茨木市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、東大阪市、阪南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡熊取町、田尻町及び岬町並びに南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村
徳島県 三好市、勝浦郡上勝町、那賀郡那賀町、板野郡上板町及び美馬郡つるぎ町	広島県 竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、廿日市市、江田島市、安芸郡海田町、熊野町及び坂町、山県郡安芸太田町及び北広島町、豊田郡大崎上島町並びに世羅郡世羅町

香川県 高松市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、小豆郡土庄町及び小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町並びに仲多度郡琴平町、多度津町及びまんのう町	高知県 室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市、安芸東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村、長岡郡本山町及び大豊町、土佐郡土佐町及び大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び三原村	福岡県 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、糟屋郡宇美町、篠栗町、須恵町、久山町及び粕屋町、遠賀郡芦屋町及び水巻町、鞍手郡小竹町及び鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡広川町、田川郡春香町、添田町、糸田町、川崎町、大任町及び福智町、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町	佐賀県 武雄市、三養基郡みやき町並びに杵島郡大町町及び江北町	長崎県 長崎市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、西彼杵郡長与町及び時津町、北松浦郡佐々町並びに南松浦郡新上五島町	熊本県 人吉市、荒尾市、菊池市、上天草市、阿蘇市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡
玉東町、南関町、長洲町及び和水町、菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村、上益城郡御船町、甲佐町及び山都町、八代郡氷川町、葦町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村	北郡芦北町及び津奈木町並びに球磨郡多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村	大分県 別府市、日田市、白杵市、竹田市、杵築市、国東市、東国東郡姫島村及び速見郡日出町、鹿児島県 枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、日置市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、鹿児島郡及び南大隅町、熊毛郡中種子町、南種子町及び屋久島町並びに大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町	三島村及び十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、肝属郡東串良町、錦江町及び南大隅町、熊毛郡中種子町、南種子町及び屋久島町並びに大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町	沖縄県 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町及び伊江村、中頭郡読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村及び西原町、島尻郡与那原町、南風原町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町及び八重瀬町、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	また、以上の市町村には、沖縄県八重山郡与

那国町、同県石垣市及び同県国頭郡東村が含まれている。

那国町、同県石垣市及び同県国頭郡東村が含まれている。  
二について  
避難実施要領のパターンが未作成となつている理由としては、一般的には、防災に係る計画等の策定を優先的に実施していること等が挙げられる。

政府としては、武力攻撃事態等における避難実施要領のより迅速な策定のために、今後とも引き続き、未作成市町村に対し、避難実施要領のバターンの作成を働きかけてまいりたい。  
三について  
政府としては、平成二十八年十月十七日時点では、お尋ねのあつた事項についての情報を把握していないため、お答えすることは困難である。

四から八までについて  
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に適合している」及び「国民保護法不適合状態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、避難実施要領のバターンについては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第一項に規定する国民の保護に関する基本指針において、市町村が複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めているものであり、避難実施要領のパターンを作成していないこと自体が同法に違反するものではない。

九について  
宮古島への自衛隊の部隊の配置は、我が国への攻撃を抑止する効果を高めるものであり、「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）」（平成二十五年十二月十七日閣議決定）に基づき、南北地域の防衛態勢強化の一環として、宮古島へ自衛隊の部隊を配置できるよう取り組んでいく考えである。

一〇について  
多面的機能支払交付金の支払に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十八年十月十四日 野田 国義

参議院議長 伊達 忠一殿  
野田 国義

また、御指摘の「今後、防衛省から提出される具体的な宮古島陸自配備計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄県宮古島市への自衛隊の部隊の配置に当たつての同市の考え方について、政府としてお答えする立場はない。

(号外)

多面的機能支払交付金の支払に関する質問  
主意書

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)等の定めにより交付される多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)の交付対象経費には、農地・農業用施設の保全管理活動等の交付対象活動への参加者(以下「活動参加者」という。)に対して支払われる日当が含まれている。交付金を原資にした日当の支払及び会計処理に關し、以下の通り質問する。

一 交付金は、事業実施主体である広域活動組織又は活動組織(以下「対象組織」という。)に対しても交付されるものであるが、日当については、役務提供に対する対価として、対象組織から活動参加者本人に支払われるべきものと考えてよいか。

二 対象組織において、日当を同組織の構成員である活動参加者本人に支払うことなく、日当支払の原因となつた活動以外の活動に充当している事例について、農林水産省は承知しているか。

三 対象組織が同組織の構成員である活動参加者本人に日当を支払い、当該本人から対象組織に日当の受領証明が提出された後に、同組織が当該本人から日当と同額を徴収し、これを日当支払の原因となつた活動以外の活動に充当することは、交付金制度上問題ないと考えてよいか。右質問する。

平成二十八年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員野田国義君提出多面的機能支払金の支払に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野田国義君提出多面的機能支払金の支払に関する質問に対する答弁書  
一について

お尋ねの日当については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に關する法律(平成二十六年法律第七十八号。以下「法」という。)第九条第一項の規定による市町村の補助を受けた御指摘の「対象組織」(以下「対象組織」という。)が法第三条第三項第一号に掲げる事業の参加者に日当を支払うこととしている場合には、当該参加者に対し、役務提供の対価として支払われるべきものと考えている。

二について

農林水産省としては、都道府県からの聞き取り等により、日当が適切に支払われていない疑いがある事例があることは承知しており、事実関係を確認の上、必要に応じ、都道府県を通じて、補助を行つた市町村に対し、適切な措置をとるよう求めていく考えである。

三について

御指摘の「徴収」を行い得る根拠やその態様等の詳細が明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一についてでお答えしたとおり、日当については、対象組織が法第三条第三項第一号に掲げる事業の参加者に日当を支払うこととしている場合には、当該参加者に対し、役務提供の対価として支払われるべきものと考えている。

官 報 (号 外)

平成二十八年十月二十八日 参議院会議録第七号

第明治二十  
種三十五年三月三十  
郵便物認可日

発行所
二東京一〇五ー八番五号 独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 二二八円 二〇田